

平成 23 年度

整備主任者研修 法令研修

【全国共通教材】

目 次

1. 法令等

- (1) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について
(平成 22 年 8 月 18 日 国土交通省) 1
- (2) 二輪自動車等の排出ガス測定方法(WMTC)を導入しました
～「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等を一部改正しました～
(平成 22 年 10 月 28 日 国土交通省) 5
- (3) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について
～横滑り防止装置及びブレーキアシストシステムの義務化～
(平成 22 年 12 月 9 日 国土交通省) 10
- (4) 「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の
保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について
(平成 23 年 1 月 28 日 国土交通省) 15
- (5) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について
(平成 23 年 3 月 31 日 国土交通省) 20

2. 通達等

- (1) フロアマットの使用方法に起因する事故の未然防止について(協力依頼)
(平成 22 年 4 月 22 日 国自審第 99 号の 3) 23
- (2) エンジンルーム内に可燃物等による火災の未然防止について(協力依頼)
(平成 22 年 4 月 22 日 国自審第 99 号の 4) 24
- (3) ターボチャージャーへの異物の混入防止について
(平成 22 年 6 月 30 日 国自整第 36 号) 25
- (4) 「電気自動車への改造に当たっての留意点」の周知について
(平成 22 年 9 月 29 日 国自技第 140 号の 3) 26
- (5) 継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直しについて
(平成 22 年 9 月 30 日 国自情第 94 号の 4 国自技第 134 号の 4) 31
- (6) 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務
の取扱いについて」の一部改正について
(平成 22 年 9 月 30 日 国自保第 579 号の 2 国自技第 137 号の 2 国自整第 71
号の 2) 34
- (7) 「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正につ
いて
(平成 23 年 3 月 25 日 国自整第 137 号の 2) 38

(8) 「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて （平成 23 年 3 月 25 日 国自整第 138 号の 2）	42
(9) 「自動車分解整備事業者の認証及び指定自動車整備事業者の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」の一部改正について （平成 23 年 3 月 25 日 国自整第 139 号の 2）	56
(10) 「改造自動車等の取扱いについて」の一部改正について （平成 23 年 3 月 31 日 国自技第 282 号の 4）	60
(11) 「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについての一部改正について （平成 23 年 3 月 31 日 国自技第 283 号の 4）	81
(12) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について （平成 23 年 3 月 31 日 国自技第 284 号の 4 国自環第 200 号の 4）	95

3. その他

(1) 平成 21 年度未認証対策における取り組み結果について ～88 事業場に警告書を手交し、132 事業場が認証を取得しました。～ （平成 22 年 8 月 25 日 国土交通省）	99
(2) J-OBD2（自動車の排ガスの故障診断装置）を活用した点検整備情報の取扱い指針を策定し、排ガス機能の故障に対処する点検整備情報等の提供が始まります。 （平成 23 年 3 月 2 日 国土交通省）	102
(3) 「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」及び「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」の一部改正について （平成 23 年 3 月 22 日 国土交通省 経済産業省）	104

4. 参考資料

(1) 国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要	110
(2) 国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互認証の対象項目	111

1. 法令等

(1) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release



平成 22 年 8 月 18 日

自動車交通局

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

国土交通省では、自動車の安全・環境基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全・環境性能の確保に関する国際的な整合を図るため、平成 10 年に「国連の車両等の型式認定相互承認協定」に加入し、これに基づく規制（協定規則）について段階的に採用を進めているところです。

今般、「方向指示器に係る協定規則（第 6 号）などが国連の場において改正されたことに伴い、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部を改正し、19 日公布・施行します（改正概要は別紙のとおり）。

これらの改正により、より安全・環境性能の高い自動車が普及するとともに、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られることにより、効率的な車両安全対策が推進されることが期待されます。

なお、本告示の策定に先立って行ったパブリックコメントの結果については、国土交通省のホームページに公表します。

自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、自動車について更なる車両安全性の向上を図るため、「方向指示器に係る協定規則（第 6 号）」などの改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 149 回会合において採択されており、今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 22 年 8 月 19 日に当該改正案が発効される予定となっています。

これらを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等を改正することとしました。

2. 改正概要

協定規則既存採用事項に伴う改正

① 方向指示器（細目告示第 59 条及び別添 73 関係）

「方向指示器に係る協定規則（第 6 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に備える方向指示器に適用します。（従前と変更はありません。）

【改正概要】

- 適用の簡素化を図るため、現状、シングルランプ（光源が 1 つのランプ）の最大光度と複数光源のランプ全体の最大光度を分けて規定しているものを統合し、基準値を複数光源のランプに合わせます。

【適用時期】

- 施行日より適用します。（型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。）

② 車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯（細目告示別添 58, 59, 64, 67, 70, 71 関係）

「車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第 7 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車に備える車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に適用します。（従前と変更はありません。）

【改正概要】

- 適用の簡素化を図るため、現状、シングルランプの最大光度と複数光源のランプ全体の最大光度を分けて規定しているものを統合し、基準値を複数光源のランプに合わせます。

【適用時期】

- 施行日より適用します。(型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。)

③ 前部霧灯 (細目告示第 43 条関係)

「前部霧灯に係る協定規則 (第 19 号)」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車に備える前部霧灯に適用します。(従前と変更はありません。)

【改正概要】

- 非対称配光型灯火に適用する光度要件については、現状、2箇所では右側灯火・左側灯火個別で光度を測定し、右側灯火・左側灯火両方合わせて測定した場合の1/2の要件で、判定できることとしていますが、同様の判定ができる箇所を2箇所追加することとします。
- 耐熱試験の電圧は、光源(電球式、放電灯式又はLEDモジュール式)毎に異なっていますが、これを全ての光源の電圧について13.2V等又は製造者等の定める電圧に統一します。
- 耐熱試験に用いる光源の試験方法について、現状、規定されていない光源の慣らし点灯時間を、電球式1時間以上、放電灯式15時間以上、LEDモジュール式48時間以上とし、明確化します。

【適用時期】

- 施行日より適用します。(型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。)

④ 前照灯等 (細目告示第 42 条、別添 55, 56 関係)

「前照灯洗浄器に係る協定規則 (第 45 号)」、「前照灯 (放電灯式) に係る協定規則 (第 98 号)」、「前照灯 (電球式及び LED モジュール式) に係る協定規則 (第 112 号)」及び「配光可変型前照灯に係る協定規則 (第 123 号)」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

・前照灯

【適用対象】

- 自動車(最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車を除く。)に備える前照灯に適用します。(従前と変更はありません。)

【改正概要】

- 耐熱試験の電圧は、光源(電球式、放電灯式又はLEDモジュール式)毎に異なっていますが、これを全ての光源の電圧について13.2V等又は製造者等の定める電圧に統一します。
- 耐熱試験に用いる光源の試験方法について、現状、規定されていない光源の慣らし点灯時間を、電球式1時間以上、放電灯式15時間以上、LEDモジュール式48時間以上とし、明確化します。
- パッシング(追い越し合図)にのみ用いられる協定規則第98号の走行用前照灯光源は、耐熱試験が免除されることを明確化します。

【適用時期】

- 施行日より適用します。(型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。)

・前照灯洗浄器

【適用対象】

- 自動車に備える前照灯洗浄器に適用します。(従前と変更はありません。)

【改正概要】

- 洗浄対象が配光可変型前照灯の場合、当該前照灯が標準状態(配光を変化させていない状態)で洗浄効率試験を実施することを明確化します
- 洗浄対象が配光可変型前照灯以外の前照灯であって曲線道路用配光可変型前照灯の場合、当該前照灯を標準状態で洗浄効率試験を実施することを明確化します。

【適用時期】

- 施行日より適用します。(型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。)

⑤ 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置(細目告示第43条から第59条まで、第61条、第61条の2及び別添52関係)

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則(第48号)」

の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及びカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)に適用します。(従前と変更はありません。)

【改正概要】

- 反射器の取付高さについて、現状、900mm以下に取り付けることとなっていますが、他のランプとの集合式の場合は1200mm以下とすることができるとします。
- また、側方反射器の取付高さについては、装備義務付け対象車(長さ6mを超える普通自動車、長さ6m以下の普通自動車である牽引自動車及び被牽引自動車、ポールトレーラ)でないものにあっては1500mm以下とすることができるとします。
- 6m以上7m以内の専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人未満のもの)に備える側方反射器又は側方灯の取付位置について、現状、車両の側面中央部に少なくとも1個側方反射器又は側方灯を備えるとともに、そこを起点に、その間隔が3m以内となるように他の側方反射器又は側方灯を備えること等となっていますが、前端から3m以内及び後端から車両全長の1/3以内に、側方反射器又は側方灯を装着すればよいこととします。
- 側方照射灯の設置場所について車両外側から400mm以内の要件を廃止し、車両中心線の左右両側に一つずつ設置すればよいこととします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。(型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。)

⑥ その他「ステアリング機構に係る協定規則(第12号)」などについて、形式的な改正が行われたため、国内法令も同様に改正を行います。

(2) 二輪自動車等の排出ガス測定方法（WMT C）を導入しました
～「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等を一部改正しました～

平成22年10月28日
自動車交通局

二輪自動車等の排出ガス測定方法（WMT C）を導入しました

～「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等を一部改正しました～

国土交通省は、本日、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）等を改正し、「国連の車両等の世界技術規則協定」で作成された「二輪自動車の排出ガス測定法（WMT C）」を導入しました。

1. 改正の概要

国土交通省では、我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和推進のため、平成11年に「国連の車両等の世界技術規則協定」（1998年協定）に加入し、世界技術基準（g t r : global technical regulation）の制定を進めているところです。

平成17年には二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び原動機付自転車（総排気量0.050ℓ以下、かつ、最高速度50km/h以下のものを除く。）（以下「二輪自動車等」という。）の排出ガス測定法（WMT C）が成立し、今般、現行の二輪車モード排出ガスの測定法に換えて当該測定法の国内導入に伴い、排出ガス基準を定めている「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）に基づく「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）等の一部を改正しました。

これらの改正により、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られることにより、効率的な車両環境対策が推進されることが期待されます。

2. 改正の内容（別添資料参照）

(1) 排出ガス測定モードの導入

日本も参画している自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP29）にて作成された世界技術基準WMT C gtr（the World-wide Motorcycle Test Cycle）を二輪自動車等の

排出ガス測定の新試験モードとして導入する（総排気量 0.050ℓ以下、かつ、最高速度 50km/h 以下の原動機付自転車については、現行の二輪車モードを存置。）。

（細目告示第 41 条第 1 項、第 119 条第 1 項、第 243 条第 1 項及び別添 44）

(2) 排出ガス規制値の変更

現行の二輪車モードから WMT C モードへの排出ガス測定法の変更に伴い、現行の排出ガス基準のレベルを維持するものとして WMT C モードでの規制値に変更する（総排気量 0.050ℓ以下、かつ、最高速度 50km/h 以下の原動機付自転車については、現行規制を存置する。）。

（細目告示第 41 条第 1 項、第 119 条第 1 項及び第 243 条第 1 項）

3. 適用開始時期

今回の細目告示の一部を改正する告示の適用については、二輪自動車等のうち、平成 24 年 10 月 1 日（輸入された二輪自動車等にあつては平成 25 年 9 月 1 日）より適用する（輸入された二輪自動車等以外の自動車のうち平成 24 年 9 月 30 日以前に、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けたもの及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）。

（道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）第 28 条及び第 63 条）

（参考）自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP29）にて作成された「国連の車両等の世界的技術規則協定」（1998 年協定）の WMT C gtr の原文は以下のホームページをご参照下さい。

WMT C gtr の原文

<http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29registry/ECE-TRANS-180a2e.pdf>

WMTCの二輪自動車の排出ガス測定法による試験モード及び規制値

1. 車両の区分

【クラス1】

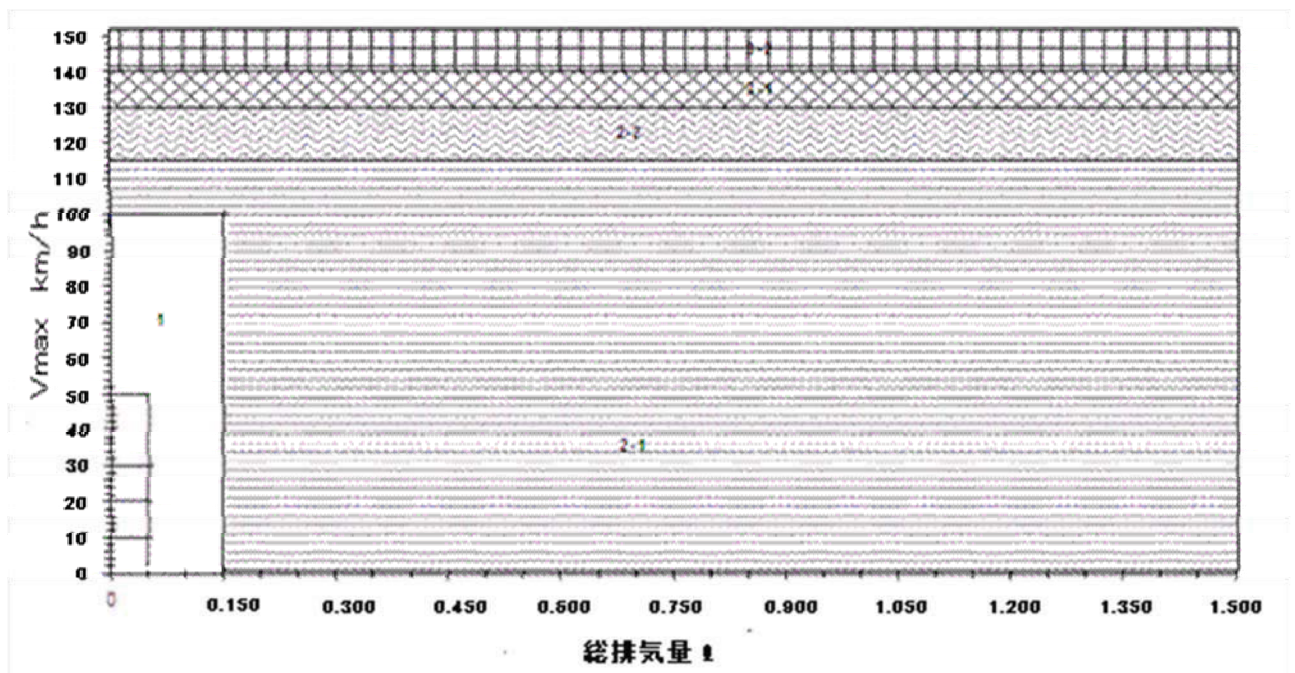
- ・ 総排気量 0.050ℓ超 0.150ℓ未満、かつ、最高速度 50km/h 以下、又は、
 総排気量 0.150ℓ未満、かつ、最高速度 50km/h 超 100km/h 未満 : クラス 1

【クラス2】

- ・ 総排気量 0.150ℓ未満、かつ、最高速度 100km/h 以上 115km/h 未満、又は、
 総排気量 0.150ℓ以上、かつ、最高速度 115km/h 未満 : サブクラス 2 - 1
- ・ 最高速度 115km/h 以上 130km/h 未満 : サブクラス 2 - 2

【クラス3】

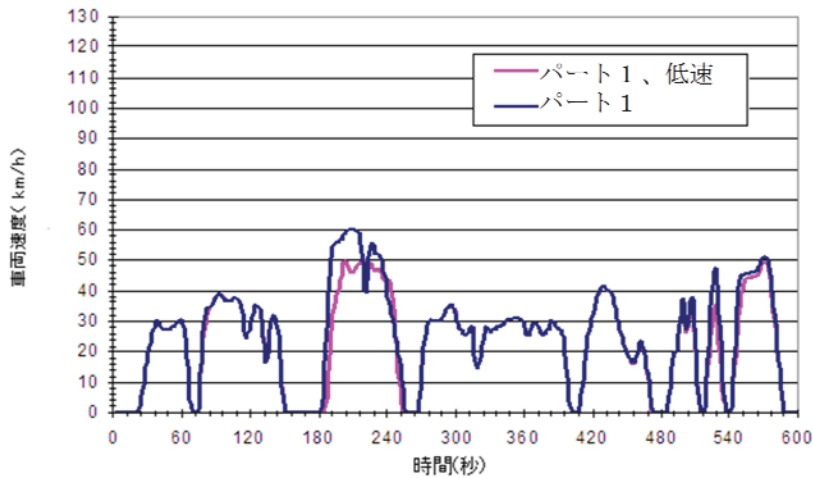
- ・ 最高速度 130 km/h 以上 140 km/h 未満 : サブクラス 3 - 1
- ・ 最高速度 140 km/h 以上 : サブクラス 3 - 2



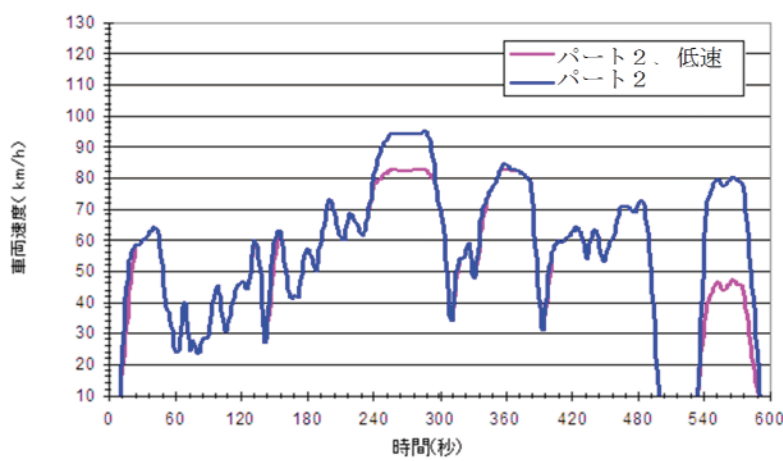
2. 試験サイクル及び排出ガス値の重み付け

車両クラス		試験サイクル		重み付け
クラス 1		パート1(低速)	低温	50%
		パート1(低速)	高温	50%
クラス 2	サブクラス2-1	パート1(低速)	低温	30%
		パート2(低速)	高温	70%
	サブクラス2-2	パート1	低温	30%
		パート2	高温	70%
クラス 3	サブクラス3-1	パート1	低温	25%
		パート2	高温	50%
		パート3(低速)	高温	25%
	サブクラス3-2	パート1	低温	25%
		パート2	高温	50%
		パート3	高温	25%

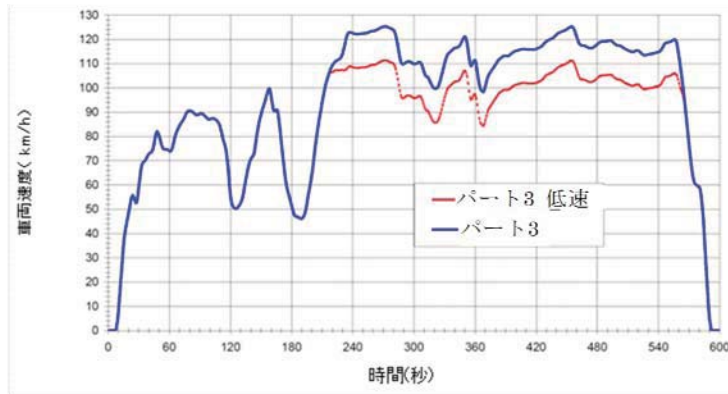
3. 運転スケジュール



パート1の運転スケジュール



パート2の運転スケジュール



パート3の運転スケジュール

4. WMTCモードでの排出ガス規制値

エンジン排気量	CO (g/km)	THC (g/km)	NO _x (g/km)
0.125ℓ以下のもの	2. 2	0. 45	0. 16
0.125ℓ超えのもの	2. 62	0. 27	0. 21

注 排出ガス測定結果に対し、重み付けをした値。

(3) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について
～横滑り防止装置及びブレーキアシストシステムの義務化～

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 22 年 12 月 9 日
自動車交通局

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について
～横滑り防止装置及びブレーキアシストシステムの義務化～

自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめているところであり、今般、「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」などの改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 150 回会合において採択されたところです。

このため、我が国が既に適用している規則改訂の内容を取り入れる必要があることから「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）の一部を改正し、「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」などについて、本日より施行することとします。

また、車両の安全性向上のため、専ら乗用の用に供する自動車に対して、現在任意装着となっている横滑り防止装置（ESC）及びブレーキアシストシステム（BAS）を備え付けることを、新型生産車については平成 24 年 10 月 1 日（軽自動車にあっては平成 26 年 10 月 1 日）から、継続生産車については平成 26 年 10 月 1 日（軽自動車にあっては平成 30 年 2 月 24 日）から義務化することとします。

これらの改正により、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られることにより、効率的な車両安全対策が推進されることが期待されます。

**自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する
「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について**

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成10年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめているところです。

今般、「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第48号）」などの改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第150回会合において採択されており、今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成22年12月9日に当該改正案が発効される予定となっています。

また、横滑り防止装置（ESC）及びブレーキアシストシステム（BAS）については、安全性向上の観点から備えつけることを義務化することとします。

これらを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）を改正することとしました。

2. 改正概要

協定規則の取り入れ及び改正等に伴う事項は以下のとおりです。

- ① 側方灯及び側方反射器の取り付けに係る基準の改正（細目告示別添52関係）
「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第48号）」
の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 長さ6mを超える普通自動車、長さ6m以下の普通自動車である牽引自動車及び被牽引自動車、ポールトレーラに適用しています。（従前と変更はありません。）

【改正概要】

- 現行規定では2つの側方灯及び側方反射器の間隔は3m以内としており、車両の構造上の理由により本要件を満たせない場合のみ4m以内としておりますが、当該緩和の条件に扉の開放時に隠れてしまう場合など設計及び車両使用上の状態も追加することを明確化します。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

- ② 配光可変型前照灯に係る基準の改正（細目告示別添52関係）
「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第48号）」
の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 自動車（被牽引自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に適用しています。（従前と変更はありません。）

【改正概要】

- 走行用前照灯の最高光度が225,000cdから300,000cdに改正されたことを受けて、配光可変型前照灯においても最高光度の基準を走行用前照灯と統一し、300,000cdにします。

【適用期日】

○ 施行日より適用します。

③ 再帰反射材に係る基準の改正（細目告示別添 52 関係）

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」
の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○ 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及びその形状に類する自動車を除く。）に適用します。（従前と変更はありません。）

【改正概要】

○ 従前の規定では、高さ 1,500mm 以下に取り付けることとしており、車両構造などで取り付け不可の場合は取り付け高さを 2,100mm 以下に緩和しておりましたが、この緩和範囲を 2,500mm 以下に変更します。

【適用時期】

○ 施行日より適用します。

④ 集合式灯火に係る基準の追加（細目告示別添 52 関係）

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」
の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【改正概要】

○ 従前、一つの灯火としてみなす集合ランプの要件は、2 つの灯火の表面の面積が当該灯火に外接する最小四辺形の面積の 60% 以上であるか又は隣接する灯火の距離が 15mm 以下であることとしておりましたが、新たに、集合ランプ全体で最小光度を満たしており、かつ、隣接する灯火の距離が 75mm 以下の灯火については一つの灯火と見なす規定を追加する。

【適用時期】

○ 施行日より適用します。

⑤ 前照灯に係る基準及び前部霧灯の改正（細目告示第 42 条及び第 43 条関係）

「前部霧灯に係る協定規則（第 19 号）」、「放電灯式前照灯に係る協定規則（第 98 号）」、「電球式及び LED モジュール式前照灯に係る協定規則（第 112 号）」、「配光可変型前照灯に係る協定規則（第 123 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○ 専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送に供する自動車及び被牽引自動車に適用します。（従前と変更はありません。）

【改正概要】

○ 放電式、フィラメント式、LED 式、配光可変型の前照灯について、配光測定を行う条件を実車状態に近づけるため、配光測定を行う際の電圧を 13.5V から 13.2V に変更するなど試験条件の変更を行う。

【適用時期】

○ 平成 27 年 12 月 9 日以降に新たに型式の指定等を受ける自動車に適用します。

⑥ 後部霧灯、駐車灯、方向指示器に係る基準の改正（細目告示別添 65、別添 66 及び別添 73 関係）

「後部霧灯に係る協定規則（第 38 号）」、「駐車灯に係る協定規則（第 77 号）」及び「方向指示器に係る協定規則（第 6 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○ 専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送に供する自動車及び被牽引自

動車に適用します。(従前と変更はありません。)

【改正概要】

- 非交換式の光源を含む光源モジュールについて、光源モジュール内の電球の不正改造を防止するため、モジュール毎の交換しか出来ないようにし、工具使用の有無に関わらずモジュール内の電球の交換が出来てはならないこととします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

⑦ 後退灯に係る基準の改正 (細目告示別添 72 関係)

「後退灯に係る協定規則 (第 23 号)」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ、そりを有する軽自動車、小型特殊自動車、0.8m以下の自動車以外の自動車(従前と変更はありません。)

【改正概要】

- 非交換式の光源を含む光源モジュールについて、光源モジュール内の電球の不正改造を防止するため、モジュール毎の交換しか出来ないようにし、工具使用の有無に関わらずモジュール内の電球の交換が出来てはならないこととします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

⑧ 側方灯に係る基準の改正 (細目告示別添 61 関係)

「側方灯に係る協定規則 (第 91 号)」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 長さ 6m を超える普通自動車、長さ 6m 以下の普通自動車である牽引自動車及び被牽引自動車、ポールトレーラに適用しています。(従前と変更はありません。)

【改正概要】

- 非交換式の光源を含む光源モジュールについて、光源モジュール内の電球の不正改造を防止するため、モジュール毎の交換しか出来ないようにし、工具使用の有無に関わらずモジュール内の電球の交換が出来てはならないこととします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

⑨ 側方照射灯に係る基準の改正 (細目告示別添 102 関係)

「側方照射灯に係る協定規則 (第 119 号)」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 自動車に備える側方照射灯に適用します。

【改正概要】

- 非交換式の光源を含む光源モジュールについて、光源モジュール内の電球の不正改造を防止するため、モジュール毎の交換しか出来ないようにし、工具使用の有無に関わらずモジュール内の電球の交換が出来てはならないこととします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

- ⑩ 二輪自動車の前照灯に係る基準の改正（細目告示別添 53 関係）
「二輪自動車の灯火器の取り付けに係る協定規則（第 53 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。
- 【適用範囲】
- 二輪車に備える前照灯に適用します。
- 【改正概要】
- 二輪自動車について、車体を傾斜させた際に、前照灯の配光を水平に保つ前照灯装置に関する技術基準を定めます。
- 【適用時期】
- 施行日より適用します。
- ⑪ 制動装置に係る基準の改正（細目告示第 15 条及び第 93 条関係）
「乗用車の制動装置に係る協定規則（第 13-H 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。
- 【適用範囲】
- 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する自動車、最高時速 25km/h 以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える制動装置に適用しています。
- 【改正概要】
- 現在任意装着となっている横滑り防止装置（ESC）及びブレーキアシストシステム（BAS）を備え付けることを義務化することとします。
- 【適用時期】
- 新型生産車：平成 24 年 10 月 1 日（軽自動車にあつては平成 26 年 10 月 1 日）以降に新たに型式の指定を受ける自動車
 - 継続生産車：平成 26 年 10 月 1 日（軽自動車にあつては平成 30 年 2 月 24 日）以降に製作される自動車
- ⑫ 前面窓ガラスへの貼付物の基準の改正（細目告示第 39 条、第 117 条、第 195 条関係）
タクシーに備える車内防犯カメラについて、従前、運転者の視野の確保に支障がないものとして定めている範囲における前面窓ガラスに貼付できるよう、以下のとおり改正します。
- 【適用範囲】
- 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車に備える前面窓ガラスに適用します。
- 【改正概要】
- 運転者の視野の確保に支障がない範囲において、車内防犯カメラを前面窓ガラスに貼付できることとします。
- 【適用時期】
- 施行日より適用します。
- ⑬ その他「乗用車の制動装置に係る協定規則（第 13-H 号）」などについて、形式的な改正が行われたため、国内法令も同様に改正を行います。

(4) 「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 23 年 1 月 28 日

自動車交通局

「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめているところであり、今般、「車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第 7 号）」などの改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 151 回会合において採択されたところです。

このため、我が国が既に適用している規則改訂の内容を取り入れる必要があることから、「道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）」等の一部を改正し、改訂規則の発効日に合わせて、1 月 30 日より施行することとしています。

これらの改正により、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られることにより、効率的な車両安全対策が推進されることが期待されます。

自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成10年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめているところです。

今般、「車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第7号）」などの改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第151回会合において採択されており、今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成23年1月30日に当該改正案が発効される予定となっています。

これを受け、「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」、「装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）」を改正する必要があります。

2. 改正概要

（1）道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の改正関係

協定規則の改正等に伴う事項は以下のとおりです。

① 制動装置に係る基準の改正（細目告示第15条及び第93条関係）

「乗用車の制動装置に係る協定規則（第13-H号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する自動車、最高速度25km/h以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び協定規則第13-H号を適用する車両総重量3.5トン以下の貨物自動車に備える制動装置に適用します。（従前から変更なし。）

【改正概要】

- アクセル操作装置を解除することによって作動する電気式回生制動装置が作動している場合について、現在はいかなる減速度であっても制動灯等の点灯を禁止しているが、減速度がある一定以上になる場合にあってはその点灯を義務付ける。

（補足）減速度と点灯要件の詳細は以下のとおり。

- ① 減速度が 0.7m/s^2 以下の場合：点灯禁止
- ② 減速度が 0.7m/s^2 を超え 1.3m/s^2 以下の場合：点灯任意
- ③ 減速度が 1.3m/s^2 を超える場合：点灯義務

- 低 μ 路面上で実施するA種の電気式回生制動装置の挙動試験に係る試験速度の上限について、160km/hから120km/hに変更する。*

【適用時期】

- 平成26年1月30日以降に新たに型式の指定等を受ける自動車に適用します。

*については施行日より適用します。

- ② 車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る基準の改正（細目告示別添 58、59、64、67、70、71 関係）
「車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第 7 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

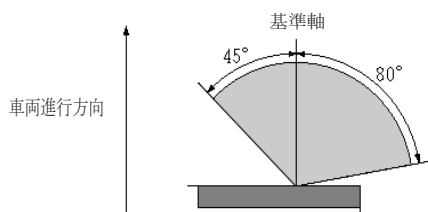
【適用範囲】

- 自動車に備える車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に適用します。（従前から変更なし。）

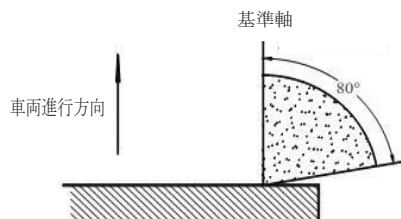
【改正概要】

- 前部上側端灯及び後部上側端灯について、車体中心側の視認範囲の緩和を行います。

【現行規定】



【改正案】



- 相互依存型灯火等（隣接する灯火の距離が 75mm 以下で一つの灯火として見なすことのできる灯火）を使用できることとします。
- 灯室内の光源の不正改造を防止するため、光源モジュールを光源として使用する際は、工具の使用の有無に関わらずモジュール以外の光源と交換ができてはならないこととします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

- ③ 前照灯及び配光可変型前照灯に係る基準の改正（細目告示第 42 条、第 120 条、第 198 条及び別添 52 関係）

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 自動車（被牽引自動車を除く。）に適用します。（従前から変更なし。）

【改正概要】

- 光度測定電圧が 12V から 13.2V に修正されるのに伴い、前照灯の最大光度を 300,000cd から 430,000cd に修正します。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

- ④ 再帰反射材に係る基準の改正（道路運送車両の保安基準第 38 条の 3 及び細目告示別添 52 関係）

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 被けん引車に適用します。

【改正概要】

- 車両の前面に白色の線状再帰反射材に限り取り付けることができることとします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

- ⑤ 後突警告表示灯に係る基準の策定（細目告示別添 52 関係）

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり基準策定します。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く）に適用します。（従前から変更なし）

【改正概要】

- 従前、後続車両が追突する恐れがある場合に非常点滅表示灯を点滅させることができますが、点滅する際の要件や点滅周期など詳細を定めます。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

⑥ 前部霧灯に係る基準の改正（細目告示別添 52 関係）

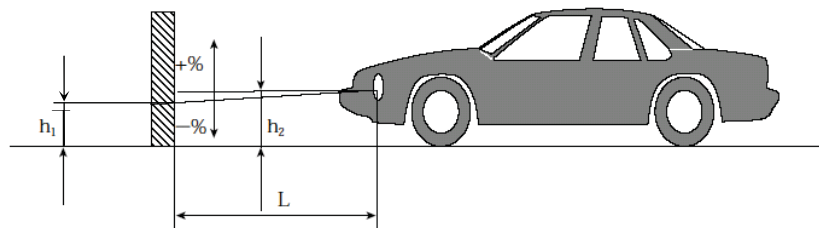
「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 自動車に備え付ける前部霧灯に適用します。（従前から変更なし）

【改正概要】

- 運転者が乗った状態での照射光のカットオフの垂直傾斜の限度の範囲を前部霧灯の取り付け高さが 0.8m 以下の場合、-2.5%であったのを-3.0%に、取り付け高さが 0.8m より高い場合、-3.0%であったのを-3.5%とします。



$$\text{垂直傾斜} = \frac{(h_1 - h_2)}{L} \times 100$$

- h_1 : 車両中心面に垂直、かつ、基準中心からの水平距離が L となるように設置した鉛直のスクリーンにおいて測定したカットオフ・ラインの水平部分の地面からの高さ
- h_2 : 基準中心の地面からの高さ
- L : スクリーンから基準中心までの距離

【適用時期】

- 施行日より適用します。

⑦ その他協定規則に基づく改正（細目告示第 28 条、第 106 条、別添 52 関係）

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」及び「バス座席及び座席取付装置に係る協定規則（第 80 号）」について、形式的な改正が行われたため、国内法令についても同様の改正を行います。

【適用時期】

- 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」
 - 平成 27 年 1 月 30 日以降に製作される自動車から適用します。
- 「バス座席及び座席取付装置に係る協定規則（第 80 号）」
 - 新型車 平成 24 年 11 月 1 日以降に製作される自動車から適用します。
 - 継続生産車 平成 26 年 11 月 1 日以降の製作される自動車から適用します。

⑧ その他の灯火に係る基準の改正（細目告示第 62 条、第 140 条、第 218 条関係）乗降が頻繁に行われる公共交通機関である路線バス及びタクシーの後方に乗

客が乗降中であることを表示する点滅式の電光表示器の設置ができるよう、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に適用します。

【改正概要】

- 取り付けることができる点滅式灯火として、路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器を取り付けることができることとします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

- ⑨ その他所要の改正を行います。

(2) 装置型式指定規則の改正関係

【改正概要】

以下の協定規則の改訂に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと。）対象となる装置に係る規則の改訂番号の変更を行うため、装置型式指定規則第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）の改正を行う。

（改訂された協定規則）

- ・「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」
- ・「大型車用座席に係る協定規則（第 80 号）」等

(5) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 23 年 3 月 31 日
自動車交通局

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

『「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針』（平成 22 年 6 月 2 日構造改革特別区域推進本部決定）において、タクシーの乗降口の有効高さについて検討を行って緩和するとされていたこと等から「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部を改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行いたします。

なお、本改正に先立って行いましたパブリックコメントの結果につきましては、本改正分について国土交通省のホームページに公表します。

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

1. 背景

『「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針』（平成 22 年 6 月 2 日構造改革特別区域推進本部決定）において、タクシーの乗降口の有効高さについて検討を行って緩和するとされていたことから所要の措置を講じることとします。その他、「旅客自動車運送事業の用に供する幼児専用車に係る基準」等を改正することとします。

これを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等を改正する必要があります。

2. 改正概要

（1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の改正関係

- ① 旅客自動車運送事業用自動車の乗降口の有効高さ寸法の見直し（細目告示第 77 条、第 155 条、第 233 条関係）

『「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針』（平成 22 年 6 月 2 日構造改革特別区域推進本部決定）において、タクシーの乗降口の有効高さについて検討を行って緩和するとされていたことから所要の措置を講じることとします。

【適用範囲】

○乗客が乗降口から直接着席できる座席のための乗降口を有する旅客自動車運送事業用自動車

【改正概要】

○現在、旅客自動車運送事業用自動車であって、乗客が乗降口から直接着席できる座席のための乗降口については、有効高さ 900mm 以上、有効開口幅（とびらを最大に開放した場合の乗降口の下縁から 800mm 上方の水平面上における最小の開口幅）470mm 以上必要としておりますが、客室強度の向上等の観点から見直しを行い、廃止します。

- ② 旅客自動車運送事業の用に供する幼児専用車の踏段の奥行寸法の見直し（細目告示第 77 条、第 155 条、第 233 条関係）

【適用範囲】

○旅客自動車運送事業の用に供する幼児専用車

【改正概要】

○現在、旅客自動車運送事業の用に供する幼児専用車の踏段の奥行寸法については、300mm 以上必要としておりますが、使用形態が自家用の幼児専用車と相違がないことから自家用と同じ 200mm 以上に緩和します。

- ③ その他の灯火に係る基準の改正（細目告示第 62 条、第 140 条、第 218 条関係）

緊急自動車及び道路維持作業用自動車が他の交通に作業中であることを表示するための点滅式の電光表示器の設置ができるよう、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○緊急自動車及び道路維持作業用自動車

【改正概要】

○取り付けることができる点滅式の橙色及び赤色の 300cd 超の灯火として、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に他の交通に作業中であることを表示する電光表示器を取り付けることができることとします。

- ④ 指定・登録制度の見直し（細目告示第 98 条、第 118 条、第 119 条、第 176 条、第 196 条、第 197 条、第 268 条、第 284 条、別添 112（新設）関係）
「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づき、指定・登録制度について所要の見直しを行います。

【適用範囲】

○公的試験機関成績書又は性能等確認済表示により、保安基準適合性を確認する自動車等（現行と同じです。）

【改正概要】

○公的試験機関の指定にかかる規定を廃止します。

○後付消音器の試験方法等に係る規定を「後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程」（平成 20 年国土交通省告示第 1534 号）から別添 112「後付消音器の技術基準」（新設）に移管し、同告示を廃止します。

- ⑤ その他所要の改正を行います。

（2）道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示等の改正（第 1 条第 2 号関係）

【適用範囲】

○平成 21 年 1 月以降に製作される乗車定員 10 人未満の乗用車を改造して製作した日本の伝統的な装飾を施した霊柩自動車（いわゆる「宮型霊柩自動車」）であって、貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに適用します。

【改正概要】

○外装基準の適用を受ける自動車については、平成 29 年 3 月 31 日までの間、同基準の適用を猶予することができることとしていますが、今般宮型霊柩自動車について、その使用の態様が特殊であること、一般に使用される自動車と比較して、使用の頻度が極端に少なく、走行距離が少ないこと、保有台数が少ないことから平成 29 年 4 月 1 日以降も現状のままで走行できるよう、以下の様な制限を付すことで外装基準について地方運輸局長が基準緩和の認定ができるよう措置することとします。

（制限事項）

- ・走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。
- ・駐車中は車両に人が近づかないよう、措置すること。

2. 通達等

(1) フロアマットの使用 방법에起因する事故の未然防止について（協力依頼）

国自審第99号の3
平成22年4月22日

（社）日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部審査課長

自動車の使用者は、足元の汚れを防止するなどの目的でフロアマットを使用していますが、メーカー純正のフロアマット以外に自動車用品店などで市販されているフロアマットは、年間、約154万枚販売され、売上高約25億円の市場規模となっています。

一方、国土交通省ホームページで公表している自動車メーカーから報告のあった事故・火災情報（831件、平成21年9月末現在）の中で、フロアマットにアクセルペダルが引っかかるなど、フロアマットの使用 방법에起因した事故が13件発生しており、今後とも、フロアマットの使用 방법에起因した事故の発生が懸念されます。

このため、国土交通省ではフロアマットの使用 방법에起因した事故に関する調査を行い、その結果、事故の未然防止のため、フロアマットの適切な使用方法を自動車使用者等に対し幅広く、継続的に周知することが必要との結論に至りました。

つきましては、あらゆる機会をとらえ自動車使用者等に対し、下記事項について、注意喚起を行うよう、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

記

1. フロアマットをしっかりと固定して使用すること。
2. フロアマットの重ね敷きは行わないこと。
3. 運転前にフロアマットが正しく固定されているか確認すること。
4. フロアマットとアクセルペダルが干渉して加速した場合にブレーキ操作を繰り返し行うと、ブレーキ倍力装置※の機能が大幅に低下するため、ブレーキ操作に大きな踏力（強く踏む力）が必要となること。

※エンジン負圧をエネルギー源として、ブレーキの操作力を軽減する装置。アクセルペダルを踏んでいるときは、エンジン負圧は発生しない。

(2) エンジンルーム内に可燃物等による火災の未然防止について（協力依頼）

国自審第99号の4
平成22年4月22日

(社) 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部審査課長

国土交通省ホームページで公表している自動車メーカーから報告のあった事故・火災情報（831件、平成21年9月末現在）の中で、エンジンルーム内の可燃物の置き忘れ等による車両火災が72件発生しており、今後とも、可燃物の置き忘れ等による車両火災の発生が懸念されます。

このため、国土交通省では可燃物の置き忘れ等による車両火災に関する調査を行い、その結果、火災の未然防止のため、可燃物の置き忘れ等に関する注意事項等を自動車使用者等に対し幅広く、周知することが必要との結論に至りました。

つきましては、あらゆる機会をとらえ自動車使用者等に対し、下記事項について注意喚起を行うよう、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

記

1. 運行前に、エンジンルーム内に可燃物の置き忘れがないことを確認すること。
2. 車両を長期間使用しなかった場合は、小動物や鳥類に持ち込まれた小枝等がないことを確認すること。
3. 走行中、焦げた臭いを感じたときは、走行を継続しないこと。

(3) ターボチャージャーへの異物の混入防止について

国 自 整 第 3 6 号
平成 2 2 年 6 月 3 0 日

(社) 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部整備課長

去る平成 2 1 年 3 月 1 6 日、静岡県東名高速道路上り線牧之原サービスエリアにおいて、また同年 9 月 2 0 日、同県の東名高速道路上り線 1 9 6 . 7 キロポスト付近においてバス火災事故が発生しました。

これらの事故については、自動車交通局の「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」の下に、「ジェイアールバス関東株式会社及び株式会社ローレル観光バスのバス火災事故に関する調査小委員会」を設置し、その原因究明と再発防止について検討が行われ、今般、同小委員会においてバス火災事故調査報告書がとりまとめられ、同年 9 月 2 0 日の事故については、火災の原因となったターボチャージャーの破損については、何らかの原因により液状シーリング材がエンジンオイルに混入したことによると推定され、ターボチャージャーへの異物の混入防止等について再発防止策が提言されました。

これを踏まえ、ターボチャージャー潤滑系の配管部品類の整備を行う場合には、液状シーリング材を用いないよう、傘下会員に対し周知徹底をお願いいたします。

なお、ターボチャージャーが装備されたバスの火災事故を未然に防止するため、バス輸入・販売事業者又はバス製作者が定めたターボチャージャーの定期的な点検の励行をバス事業者に周知していますので、点検整備を行う際にはその旨留意するよう傘下会員に対し併せて周知徹底をお願いいたします。

(4) 「電気自動車への改造に当たっての留意点」の周知について

国自技第140号の3
平成22年9月29日

(社) 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部技術企画課長

昨今、地球温暖化問題が着目されているところですが、温暖化物質の発生源の一つである自動車について、低炭素社会の実現に向けて、走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車の導入が注目されているところです。

自動車メーカーにおいても電気自動車の販売が始まったところですが、低コストで既存車両を有効に活用できるガソリン自動車等の電気自動車への改造についての行政相談も増加しているところです。

このため、別添のとおり「電気自動車への改造に当たっての留意点」を取りまとめましたので、貴会会員に対し、自動車の改造時の参考として活用して頂きますよう周知方お願い致します。

電気自動車への改造に当たっての留意点

低炭素社会の実現に向け、使用過程にあるガソリン自動車等から電気自動車への改造が増加しつつあることから、電気自動車に改造するに当たって関係する保安基準（自動車の構造基準）、検査等に係る手続き等の留意点をまとめましたのでお役立て下さい。

○留意すべき保安基準等について

・・・別紙1参照

自動車の構造・装置は、道路運送車両法に基づいて保安基準が規定されています。ガソリン自動車やディーゼル自動車を電気自動車に改造する場合、エンジンを取り外し、電動機に載せ換えますが、電気装置はもちろんのこと、動力伝達装置（変速装置やプロペラシャフト等）、制動倍力装置、デフロスタ（窓ガラスの曇り止め）等の各装置について、保安基準に適合させる必要があります。

なお、エンジンの取り外し等の分解整備は、ご自身の自動車をご自身で行う場合を除き、自動車分解整備事業者（認証工場）において行う必要があります。

○自動車の検査に関する必要な手続きについて

・・・別紙2参照

改造自動車の手続きは、改造内容を記載した届出書等を最寄りの自動車検査独立行政法人検査部又は軽自動車検査協会に提出し、審査結果通知書の交付を受けた後、管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会において構造等変更検査を受ける必要があります。なお、自動車検査独立行政法人及び軽自動車検査協会の所在地は以下のアドレスを参照して下さい。

自動車検査独立行政法人：<http://www.navi.go.jp/office/index.html>

軽自動車検査協会：http://www.keikenkyo.or.jp/about_lmvio/list.html

○自動車の改造を事業として行う場合の責任について

1. 自動車の点検及び整備に関する情報の提供

道路運送車両法においては、自動車の使用者は点検・整備を行うことにより、自動車が保安基準に適合するよう維持しなければならないと規定されており、また、自動車製作者等には、点検・整備をするに当たって必要となる情報を自動車の使用者等に提供することが求められています。

改造自動車についても、同様に保安基準に適合した状態を維持することが義務付けられているので、改造を実施した者は、改造部位に係る点検・整備に関する情報を自動車の使用者に提供することになります。

2. リコールの届出

自動車製作者等は、設計・製造に起因した車両不具合により保安基準に適合しなくなるおそれがある場合には、国土交通省に届け出たうえで、リコールを行うことが必要です。改造を実施した者についても同様です。

留意すべき保安基準等について

ガソリン自動車等を電気自動車に改造する場合に、特に留意すべき基準等を記載しています。

関係装置	根拠条文	技術的要件の概要	届出に係る留意点
原動機	保安基準 8 条 細目告示 88 条 審査事務規程 4-9	<ul style="list-style-type: none"> ・運行に十分に耐える構造及び性能を有すること。 ・二重アクセルリターンズプリングを備えること。 	自動車検査証に記載するための電動機の型式や定格出力を特定する資料が必要となる。
動力伝達装置	保安基準 8 条 細目告示 88 条 審査事務規程 4-9	運行に十分に耐える構造であること。	電動機の出力に耐える強度があることの検討が必要となる。
制動装置（制動倍力装置）	保安基準 12 条 細目告示 93 条 審査事務規程 4-15 又は 4-16	ブレーキの技術基準に適合すること。	制動倍力装置はエンジンの負圧等を利用していることから、変更後の装置でも基準に適合していることの検討が必要となる。
電気装置	保安基準 17 条の 2 細目告示 99 条 審査事務規程 4-25	<ul style="list-style-type: none"> ・電気配線は被覆され、かつ、車体に定着されていること。 ・車室内等の電気端子、電気開閉器は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないこと。 ・電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。 ・蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないものであること。 ・発生する電波が無線設備の機能に障害を与えないこと。 ・平成 24 年 7 月以降の製作車は衝突後の感電保護等の安全基準が追加適用される。 	主に、新たに設置される配線、バッテリー、電動機、周辺機器等が対象となる。 電気装置の設置位置や配線状況の説明が必要となる。
デフロスタ（窓ガラスの曇り取り装置）の機能	保安基準 45 条 細目告示 147 条 審査事務規程 4-90	前面ガラスに著しい曇りが生じた場合、速やかに直前の視野を確保すること。	エンジンの温水が利用できなくなるため、改造後の装置で十分な機能を有することの検討が必要となる。
重量		<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー重量が増加するため、場合によっては車体・車枠、走行装置、緩衝装置等の強度検討が必要となることがある。 ・かじ取り車輪の荷重割合は全重量の 20%以上あること。 	車両総重量が改造前のものに比較して極端に大きくなる場合は、定員を減らす等の対応が必要となる。
車両接近通報装置の装備	ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドライン	静音性が優れていることから、歩行者等に車両の接近を知らせるための発音装置の取り付けが推奨されている。	ガイドラインに適合した車両接近通報装置の備え付けが望ましい。

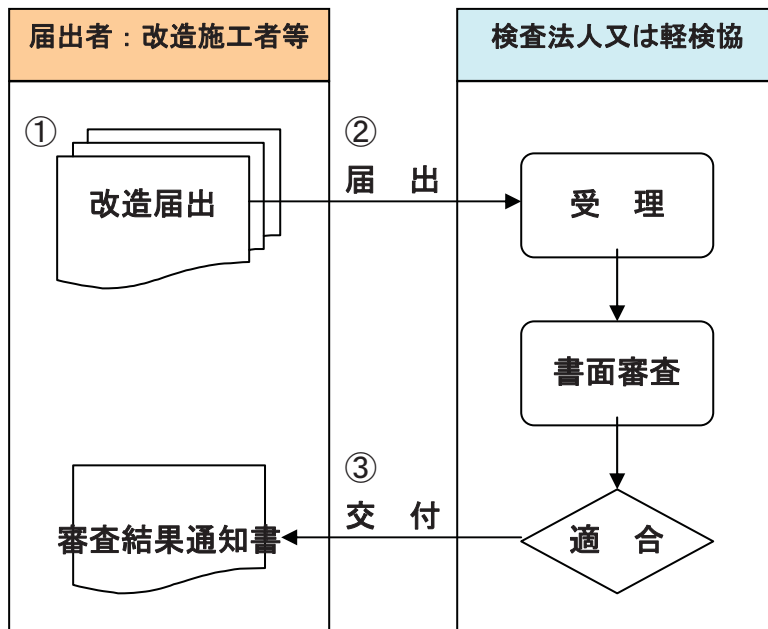
（注）本表に整理した基準は一般的な改造の例示であり、自動車の製作年月や個々の改造内容によって適用される項目が異なる場合がありますので、詳細は下記アドレスから関係規定を参照してください。

保安基準並びに細目告示：http://www.mlit.go.jp/jidosha/kijyun/kokujitou_index.pdf

検査法人審査事務規程：<http://www.navi.go.jp/images/info/pdf/Shinsajimukitei.pdf>

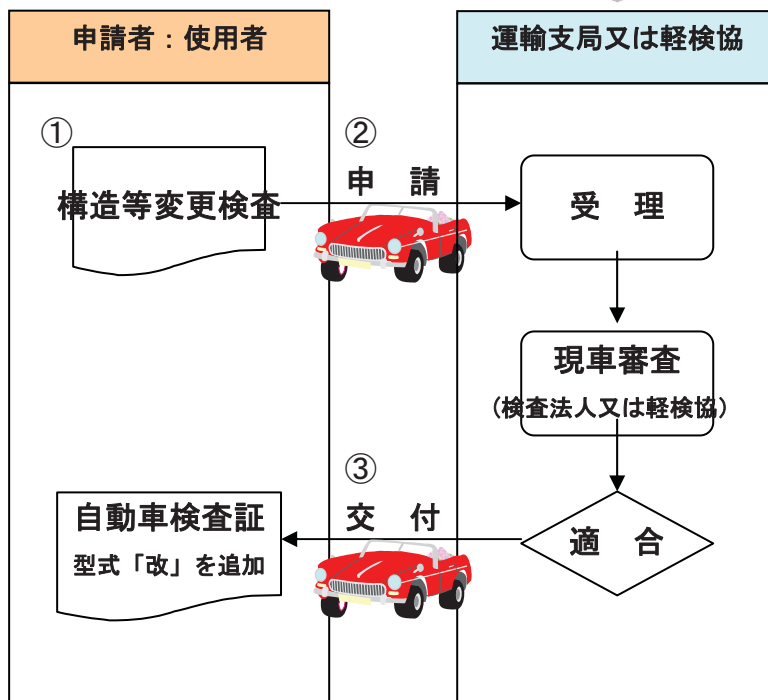
改造電気自動車の手続きフロー

改造自動車の届出手続き（書面審査）



- ① 改造届出書を作成する。
- ② 登録車は最寄りの検査法人検査部に届出する。軽自動車は最寄りの軽検協事務所（支所）に届出する。
- ③ 書面審査の結果、適合と判断されると審査結果通知書が交付される。

構造等変更検査の手続き



- ① 審査結果通知書と現車を提示して検査申請を行う。
- ② 登録車は使用の本拠を管轄する運輸支局等に申請する。軽自動車は使用の本拠を管轄する軽検協事務所（支所）に申請する。
- ③ 現車審査の結果、適合と判断されると改造（電気）自動車として自動車検査証が交付される。

自動車の検査に関する必要な手続きについて

○改造自動車の届出手続きについて（書面審査）

1. 改造内容を記載した届出書等を最寄りの自動車検査独立行政法人（検査法人）検査部又は軽自動車検査協会（軽検協）事務所に提出する必要があります。

- ・改造自動車届出書
 - ・改造概要説明書
 - ・改造部詳細図
 - ・強度検討書
- 等
届出書等の様式は以下で入手できます。

検査法人：<http://www.navi.go.jp/images/info/pdf/09/09.Kaizo1.2.pdf>

軽検協：様式は最寄りの事務所にご相談下さい。

2. 書面審査が終了すると「改造自動車等審査結果通知書」が交付されます。

○構造等変更検査について

1. 車検場で改造後の自動車の検査（構造等変更検査）を受けることとなります。

- ・検査は予約が必要です。受検予定日の前日までに予約をお取り下さい。

予約は国土交通省又は軽検協のホームページにて取ることができます。

検査内容は、諸元測定及びブレーキ等の保安検査となります。

受検日を起算日として自動車検査証の有効期間が更新されます。

2. 受検に必要な主な書面は次のとおりです。

- ・申請書
 - ・自動車検査証
 - ・自動車重量税納付書
 - ・自賠責保険証明書
 - ・自動車税納税証明書（軽自動車を除く）
 - ・改造自動車等審査結果通知書
- 等

※登録自動車と軽自動車によって様式等が異なります。

ナンバーのない中古車を改造した場合は、新規検査を受けることが必要です。

※手続き概要をフロー図にすると次のようになります。また、個別の改造自動車の届出等に関する手続きや適用される安全基準で不明な点等がありましたら、最寄りの検査法人又は軽検協にご相談下さい。

(5) 継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直しについて

国自情第94号の4
国自技第134号の4
平成22年9月30日

(社) 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車交通局長

標記について、総務省行政評価局より、別添のとおり当省に対する「あっせん」があり、各地方運輸局等に通知したところですが、貴団体におかれましても、本「あっせん」の趣旨をご理解の上、各地方の会員団体を通じて関係事業者の皆様に対し、自動車ユーザーからの問い合わせに対応できるように、当省の自動車検査登録窓口で行う、市町村合併に伴う車検証の住所変更手続について、別添資料のとおり、周知頂きますようお願い申し上げます。

総評相第80号
平成22年3月30日

国土交通省自動車交通局長 殿

総務省行政評価局長

継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直し（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第21号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「市町村合併が行われた後に自動車の継続検査を受けたが、検査申請書に新しい住所を記載したにもかかわらず、交付された車検証の住所は市町村合併前の町名のままとなっていた。市町村合併後、相当の年月が経過しているのに、現存しない旧町名を表示していることは混乱を招くので、新しい住所で車検証が発行されるよう改善してほしい。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、別紙のとおり、自動車の所有者が継続検査時に新しい住所表示に改める機会を逸しないようにするため、自動車の所有者が車検証の住所表示の変更を希望する場合には、申請者にとって負担の少ない簡便な手続ができるよう取扱いの実施を徹底すること、当該手続について自動車の所有者及び検査手続を行う事業者等に対し、周知文書の配布やポスターの掲示等で積極的に周知を図るとともに、自動車の所有者がこの手続を利用することができるよう、事業者等の団体に周知に関する協力を要請すること等の措置を講じる必要があると考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴局の検討結果等について、平成22年9月30日までにお知らせください。

国土交通省の自動車検査登録窓口で行う、市町村合併に伴う車検証の住所変更手続きについて

- ①市町村合併に伴う住所変更が反映されていない車検証につきましては、**新住所とみなされる措置**（根拠法：自動車登録令第24条）が取られておりますので、特に**手続きをされなくても問題ありません**。
- ②合併後の住所への変更を希望される場合には、国土交通省の自動車検査登録窓口において、**備え付けの専用シート(OCRシート)や依頼書に記入頂き、車検証を添えてお申し出頂く**などの方法により、**新住所の車検証を交付させて頂いております**（手続きは無料です）。
- ③市町村合併後に**継続車検を行う**場合には、**車検証に加えて、継続検査申請書に②の専用シート(OCRシート)や依頼書を添えてお申し出頂く**か、或いは**継続検査申請書の住所欄に、「赤字で新住所を記載する」**などの方法でも、**新住所の車検証の交付をさせていただきます**。
- ④お申し出につきましては、**ナンバーを管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所**になります。
- ⑤混雑時におきましては、**交付までのお時間を頂く**場合がございますので、あらかじめご理解頂きたくお願い申し上げます（大量の場合は、混雑時を避けて頂ければ幸いです）。
- ⑥**市町村合併とは関係のない手続き**（住居表示の変更や土地区画整理による変更）は、**通常の手続き**となりますのでご承知願います。

(6) 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

国自保第579号の2
国自技第137号の2
国自整第71号の2
平成22年9月30日

(社) 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車交通局保障課長
技術安全部技術企画課長
整備課長

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願いいたします。

別添

国自保第579号
国自技第137号
国自整第71号
平成22年9月30日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車交通局保障課長
技術安全部技術企画課長
整備課長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の
取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」
(昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号)を別添新
旧対照表のとおり改正したので通知する。

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて 新旧対照表

昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号
 改正 平成22年9月30日付け国自保第579号、国自技第137号、国自整第71号

新	旧
<p>「別紙」</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (1) 「法第9条第6項の規定による提示を受けた者」とは、道路運送車両法第94条の3第1項の規定による提示を受けた者とは、道路運送車両法第94条の3第1項の規定による提示を受けた者が転写し、記名押印した自動車損害賠償責任保険証明書の写しとして、は、当分の間、次の方法によって作成したものをを用いて差し支えない。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>別記1 (略)</p>	<p>「別紙」</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (1) 「法第9条第3項の規定による提示を受けた者」とは、道路運送車両法第94条の3第1項の規定による提示を受けた者が転写し、記名押印した自動車損害賠償責任保険証明書の写しとして、は、当分の間、次の方法によって作成したものをを用いて差し支えない。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>別記1 (略)</p>

別記2

別記2

別記2

略称	略称	略称	略称	略称	略称
アイおいニッセイ同和損害保険株式会社	アイおい損害保険株式会社	アイおい	アイおい	アイおい	アイおい
旧 アイおい損害保険株式会社	旧 大東京火災海上保険株式会社	大東京	大東京	大東京	大東京
旧 ニッセイ同和損害保険株式会社	旧 壬代田火災海上保険株式会社	壬代田	壬代田	壬代田	壬代田
アクサ損害保険株式会社	旧 アクサ損害保険株式会社	アクサ	アクサ	アクサ	アクサ
朝日火災海上保険株式会社	旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日	朝日	朝日	朝日
アンキョウホムアムアシユアランス カンパニー	旧 エース損害保険株式会社	エース	エース	エース	エース
イーデザイン損害保険株式会社	株式会社損害保険ジャパン	損害保険ジャパン	損害保険ジャパン	損害保険ジャパン	損害保険ジャパン
エイアイユーインシュアランス カンパニー	旧 安田火災海上保険株式会社	安田火災	安田火災	安田火災	安田火災
エース損害保険株式会社	旧 日産火災海上保険株式会社	日産	日産	日産	日産
SBI損害保険株式会社	旧 第一ライフ損害保険株式会社	第一ライフ	第一ライフ	第一ライフ	第一ライフ
共栄火災海上保険株式会社	旧 大成火災海上保険株式会社	大成	大成	大成	大成
ザ・ニューイディ・アソシエーツ・カンパニー・リミテッド	共栄火災海上保険株式会社	共栄	共栄	共栄	共栄
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	旧 共栄火災海上保険相互会社	ジェイアイ	ジェイアイ	ジェイアイ	ジェイアイ
スミセイ損害保険株式会社	ジェイアイ傷害火災保険株式会社	スミセイ	スミセイ	スミセイ	スミセイ
セコム損害保険株式会社	スミセイ損害保険株式会社	セコム	セコム	セコム	セコム
ソニー損害保険株式会社	旧 セコム東洋損害保険株式会社	セコム	セコム	セコム	セコム
損害保険契約者保護機構	セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	セゾン	セゾン	セゾン
株式会社損害保険ジャパン	ソニー損害保険株式会社	ソニー	ソニー	ソニー	ソニー
そんぽ24損害保険株式会社	損害保険契約者保護機構	保護機構	保護機構	保護機構	保護機構
大同火災海上保険株式会社	株主会損害保険ジャパン	損害保険ジャパン	損害保険ジャパン	損害保険ジャパン	損害保険ジャパン
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	そんぽ24損害保険株式会社	そんぽ24	そんぽ24	そんぽ24	そんぽ24
東京海上日動火災保険株式会社	大同火災海上保険株式会社	大同	大同	大同	大同
日本興亜損害保険株式会社	チューリッヒ	チューリッヒ	チューリッヒ	チューリッヒ	チューリッヒ
富士火災海上保険株式会社	東海日動	東海日動	東海日動	東海日動	東海日動
三井住友海上火災保険株式会社	日本興亜	日本興亜	日本興亜	日本興亜	日本興亜
三井ダイレクト損害保険株式会社	富士	富士	富士	富士	富士
明治安田損害保険株式会社	三井住友	三井住友	三井住友	三井住友	三井住友
	三井ダイレクト	三井ダイレクト	三井ダイレクト	三井ダイレクト	三井ダイレクト
	明治安田損害	明治安田損害	明治安田損害	明治安田損害	明治安田損害

別記2

別記2

別記2

略称	略称	略称	略称	略称	略称
J A 全 共 連	J A 全 共 連	J A 全 共 連	J A 全 共 連	J A 全 共 連	J A 全 共 連
(都道府県名)	(都道府県名)	(都道府県名)	(都道府県名)	(都道府県名)	(都道府県名)
J A 〇 〇 〇	J A 〇 〇 〇	J A 〇 〇 〇	J A 〇 〇 〇	J A 〇 〇 〇	J A 〇 〇 〇
日本再共済連	日本再共済連	日本再共済連	日本再共済連	日本再共済連	日本再共済連
全 勞 協	全 勞 協	全 勞 協	全 勞 協	全 勞 協	全 勞 協
交 協 連	交 協 連	交 協 連	交 協 連	交 協 連	交 協 連
北 済 協	北 済 協	北 済 協	北 済 協	北 済 協	北 済 協
東 北 交 通 共 済	東 北 交 通 共 済	東 北 交 通 共 済	東 北 交 通 共 済	東 北 交 通 共 済	東 北 交 通 共 済
新 交 協	新 交 協	新 交 協	新 交 協	新 交 協	新 交 協
長 交 協	長 交 協	長 交 協	長 交 協	長 交 協	長 交 協
関 交 協	関 交 協	関 交 協	関 交 協	関 交 協	関 交 協
神 交 共	神 交 共	神 交 共	神 交 共	神 交 共	神 交 共
中 交 協	中 交 協	中 交 協	中 交 協	中 交 協	中 交 協
三 交 協	三 交 協	三 交 協	三 交 協	三 交 協	三 交 協
近 畿 共 済	近 畿 共 済	近 畿 共 済	近 畿 共 済	近 畿 共 済	近 畿 共 済
兵 交 協	兵 交 協	兵 交 協	兵 交 協	兵 交 協	兵 交 協
岡 交 共	岡 交 共	岡 交 共	岡 交 共	岡 交 共	岡 交 共
中 交 共	中 交 共	中 交 共	中 交 共	中 交 共	中 交 共
四 交 協	四 交 協	四 交 協	四 交 協	四 交 協	四 交 協
九 交 協	九 交 協	九 交 協	九 交 協	九 交 協	九 交 協
南 九 共 済	南 九 共 済	南 九 共 済	南 九 共 済	南 九 共 済	南 九 共 済
全 自 共	全 自 共	全 自 共	全 自 共	全 自 共	全 自 共
北 自 共	北 自 共	北 自 共	北 自 共	北 自 共	北 自 共
東 北 自 共	東 北 自 共	東 北 自 共	東 北 自 共	東 北 自 共	東 北 自 共
関 自 共	関 自 共	関 自 共	関 自 共	関 自 共	関 自 共
中 部 自 共	中 部 自 共	中 部 自 共	中 部 自 共	中 部 自 共	中 部 自 共
近 畿 自 共	近 畿 自 共	近 畿 自 共	近 畿 自 共	近 畿 自 共	近 畿 自 共
西 自 共	西 自 共	西 自 共	西 自 共	西 自 共	西 自 共

略称	略称	略称	略称	略称	略称
アイおいニッセイ同和損害保険株式会社	アイおい損害保険株式会社	アイおい	アイおい	アイおい	アイおい
旧 アイおい損害保険株式会社	旧 大東京火災海上保険株式会社	大東京	大東京	大東京	大東京
旧 ニッセイ同和損害保険株式会社	旧 壬代田火災海上保険株式会社	壬代田	壬代田	壬代田	壬代田
アクサ損害保険株式会社	旧 アクサ損害保険株式会社	アクサ	アクサ	アクサ	アクサ
朝日火災海上保険株式会社	旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日	朝日	朝日	朝日
アンキョウホムアムアシユアランス カンパニー	旧 エース損害保険株式会社	エース	エース	エース	エース
イーデザイン損害保険株式会社	株式会社損害保険ジャパン	損害保険ジャパン	損害保険ジャパン	損害保険ジャパン	損害保険ジャパン
エイアイユーインシュアランス カンパニー	旧 安田火災海上保険株式会社	安田火災	安田火災	安田火災	安田火災
エース損害保険株式会社	旧 日産火災海上保険株式会社	日産	日産	日産	日産
SBI損害保険株式会社	旧 第一ライフ損害保険株式会社	第一ライフ	第一ライフ	第一ライフ	第一ライフ
共栄火災海上保険株式会社	旧 大成火災海上保険株式会社	大成	大成	大成	大成
ザ・ニューイディ・アソシエーツ・カンパニー・リミテッド	共栄火災海上保険株式会社	共栄	共栄	共栄	共栄
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	旧 共栄火災海上保険相互会社	ジェイアイ	ジェイアイ	ジェイアイ	ジェイアイ
スミセイ損害保険株式会社	ジェイアイ傷害火災保険株式会社	スミセイ	スミセイ	スミセイ	スミセイ
セコム損害保険株式会社	スミセイ損害保険株式会社	セコム	セコム	セコム	セコム
セゾン自動車・火災保険株式会社	旧 セコム東洋損害保険株式会社	セコム	セコム	セコム	セコム
ソニー損害保険株式会社	セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	セゾン	セゾン	セゾン
損害保険契約者保護機構	ソニー損害保険株式会社	ソニー	ソニー	ソニー	ソニー
株式会社損害保険ジャパン	損害保険契約者保護機構	保護機構	保護機構	保護機構	保護機構
そんぽ24損害保険株式会社	株主会損害保険ジャパン	損害保険ジャパン	損害保険ジャパン	損害保険ジャパン	損害保険ジャパン
大同火災海上保険株式会社	そんぽ24損害保険株式会社	そんぽ24	そんぽ24	そんぽ24	そんぽ24
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	大同火災海上保険株式会社	大同	大同	大同	大同
東京海上日動火災保険株式会社	チューリッヒ	チューリッヒ	チューリッヒ	チューリッヒ	チューリッヒ
日本興亜損害保険株式会社	東海日動	東海日動	東海日動	東海日動	東海日動
富士火災海上保険株式会社	日本興亜	日本興亜	日本興亜	日本興亜	日本興亜
三井住友海上火災保険株式会社	富士	富士	富士	富士	富士
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井住友	三井住友	三井住友	三井住友	三井住友
明治安田損害保険株式会社	三井ダイレクト	三井ダイレクト	三井ダイレクト	三井ダイレクト	三井ダイレクト
	明治安田損害	明治安田損害	明治安田損害	明治安田損害	明治安田損害

(7) 「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

国自整第137号の2
平成23年3月25日

(社) 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車交通局長

標記について、別添のとおり地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので、お知らせします。

別添

国自整第137号
平成23年3月25日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記通達について、今般、別紙新旧対照表のとおり改正したので、本取扱いにより適切に処理されたい。

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日、国自整第126号） 新旧対照表
 平成18年3月2日付け 国自整第126号
 改正 平成23年3月25日付け 国自整第137号

新	旧
<p>本文（略）</p> <p>（別添） 行政処分等の基準</p> <p>1 通則</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に「自動車整備事業関係行政処分審査委員会」（以下「行政処分審査委員会」という。）を設け、必要に応じて付すことにより、行政処分等の量定の加重等の取扱いを決定することができるものとする。</p> <p>2 違反点数の取扱い</p> <p>(1) 事業場の違反点数について</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 「3 認証事業者の行政処分」(2)及び「4 指定事業者の行政処分」(2)以外の行政処分であって、次のいずれかにかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。</p> <p>ア 違反行為を自主申告し当該違反事項の改善が可能な場合。</p> <p>イ 過去5年間に行政処分等（口頭注意を除く。以下同じ。）を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から2年以内に行政処分等を受けることとなったときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。</p> <p>(2)（略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 指定事業者の行政処分</p> <p>(1)（略）</p>	<p>本文（略）</p> <p>（別添） 行政処分等の基準</p> <p>1 通則</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に「自動車整備事業関係行政処分審査委員会」（以下「行政処分審査委員会」という。）を設け、必要に応じて付すことにより、行政処分等の量定の加重又は軽減ができるものとする。</p> <p>2 違反点数の取扱い</p> <p>(1) 事業場の違反点数について</p> <p>①～③（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 指定事業者の行政処分</p> <p>(1)（略）</p>

(2) 指定の取消し
 指定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

①～⑨ (略)

⑩ 法第94条の8第1項第2号(法第93条第2号に該当する場合を除く。)に該当する場合(ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号に該当する場合を除く。)

⑪ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

(3)～(4) (略)

5～6 (略)

附則 (略)

附則 (平成20年10月22日付け国自整第84号) (略)

附則 (平成23年3月25日付け国自整第137号)

1 この基準は、平成23年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。

2 この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

別表1 (略)
 別表2 (略)

(2) 指定の取消し
 指定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

①～⑨ (略)

⑩ 法第94条の8第1項第4号に該当する場合(ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号に該当する場合を除く。)

⑪ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

(3)～(4) (略)

5～6 (略)

附則 (略)

附則 (平成20年10月22日付け国自整第84号) (略)

別表1 (略)
 別表2 (略)

(8) 「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

国自整第138号の2
平成23年3月25日

(社) 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部整備課長

今般、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け国自整第126号）が一部改正されたことに伴い、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成18年3月2日付け国自整第127号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知しましたのでお知らせします。

別添

国自整第138号
平成23年3月25日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局技術安全部整備課長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

今般、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け国自整第126号）が一部改正されたことに伴い、「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成18年3月2日付け国自整第127号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、本取扱いにより適切に処理されたい。

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて（平成18年3月2日、国自整第127号） 新旧対照表
 平成18年3月2日付け 国自整第127号
 改正 平成23年3月25日付け 国自整第138号

新	旧
<p>本文（略）</p> <p>1 用語の定義（略）</p> <p>2 「1 通則」関係 (1)～(8) 略 (9) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における行政処分等の量定の加重等の取扱いは、次によるものとする。 ①（略）</p> <p>② 前号のほか、行政処分等を行おうとする違反事項について、故意・過失等の高度な判断を要する場合であつて委員長が必要と認めるときは、別表1、別表2及び別表3並びに第5項(2)の適用に関し、その取扱い（違反点数に係る変更を除く。）を決定することができるものとする。</p> <p>(10)～(11)（略）</p> <p>3～4（略）</p> <p>5 「4 指定事業者の行政処分」関係 (1)（略） (2) 「4 指定事業者の行政処分」(3)①、②、③、④及び⑤については、当該車両が事故に至つておらず、自動車検査員の故意以外の場合において、次の違反</p>	<p>本文（略）</p> <p>1 用語の定義（略）</p> <p>2 「1 通則」関係 (1)～(8) 略 (9) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における行政処分等の量定の加重等は、次によるものとする。 ①（略）</p> <p>② 「3 認定事業者の行政処分」(2)及び「4 指定事業者の行政処分」(2)に該当しないときであつて、違反行為を自主申告し当該違反事項の改善が可能なる場合、又は、過去に行政処分等（口頭注意を除く。）を受けたことがなく違反行為を含む業務全般に渡る著しい質の向上が見込まれる場合には、違反点数の合計を2分の1に減ずることができるものとする。ただし、違反行為に起因する事故が発生した場合又は違反行為が故意と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>③ 前2号のほか、行政処分等を行おうとする違反事項について、故意・過失等の高度な判断を要する場合であつて委員長が必要と認めるときは、別表1、別表2及び別表3並びに第5項(2)の適用に関し、その取扱い（違反点数に係る変更を除く。）を決定することができるものとする。</p> <p>(10)～(11)（略）</p> <p>3～4（略）</p> <p>5 「4 指定事業者の行政処分」関係 (1)（略） (2) 「4 指定事業者の行政処分」(3)①、②、③、④及び⑤については、当該車両が事故に至つておらず、自動車検査員の故意以外の場合において、1台のみ</p>

反のとき又は指定事業者の行政処分等が口頭注意若しくは文書警告のときは、「4 指定事業者の行政処分」(3)⑥及び別表2の規定にかかわらず文書警告とすることができるものとする。

なお、2(6)により当該指定事業者の処分を運輸支局長による文書警告とした場合には、自動車検査員についても運輸支局長による文書警告とすることができるものとする。

① 「4 指定事業者の行政処分」(3)①～⑤に該当する場合(不正改造車2台以上に対して保安基準に適合する旨の証明を行った場合及び2台以上について不正改造を実施した場合を除く。)であって、過去2年以内に文書警告に該当する法令違反がなかったとき。

② 違反内容が検査の一部未実施(検査機器の許容能力を超える自動車を当該検査機器で検査した場合又は、審査事務規程と異なる方法で検査を行い保安基準適合性の判定ができていない場合を含む。)であって、過去2年以内に同種法令違反がなかったとき。

(3) (略)

6 (略)

附則(平成20年4月24日付け国自整第16号)(略)

附則(平成23年3月25日付け国自整第138号)

1. この通達は、平成23年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。
2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

別添1～別添9 (略)

違反のとき又は指定事業者の行政処分等が口頭注意若しくは文書警告のときは、別表2の規定にかかわらず文書警告とすることができるものとする。

(3) (略)

6 (略)

附則(平成20年4月24日付け国自整第16号)(略)

別添1～別添9 (略)

別添10 (解任命令書の例)

〇〇運輸整第 〇〇〇〇号

自動車検査員の解任命令書

株式会社 〇 〇 〇 〇
代表取締役 〇〇〇〇 殿

貴〇の経営する指定自動車整備事業場(指定番号〇指第〇〇〇〇号)に選任している自動車検査員については、下記のとおり道路運送車両法に違反する事実が判明したので、道路運送車両法第94条の4第4項の規定により、自動車検査員の解任を命ずる。

なお、この命令に違反した場合には、指定の取り消しを行うこととなる。
また、記1の者を自動車検査員として選任するには、道路運送車両法第94条の4第5項の規定により解任の日から2年を経過し、かつ、自動車検査員再教育を修了していることが条件となることを申し添える。

記

1. 解任を命ずる自動車検査員氏名、教習修了番号及び修了年月日並びに生年月日
氏名 〇〇 〇〇
教習修了番号 〇指第〇〇〇〇号
修了年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

2. 違反事実
別紙のとおり(別紙(例)参照)

3. 解任年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別添10 (解任命令書の例)

〇〇運輸整第 〇〇〇〇号

自動車検査員の解任命令書

株式会社 〇 〇 〇 〇
代表取締役 〇〇〇〇 殿

貴〇の経営する指定自動車整備事業場(指定番号〇指第〇〇〇〇号)に選任している自動車検査員については、下記のとおり道路運送車両法に違反する事実が判明したので、道路運送車両法第94条の4第4項の規定により、自動車検査員の解任を命ずる。

なお、この命令に違反した場合には、指定の取り消しを行うこととなること。また、道路運送車両法第94条の4第5項の規定により解任の日から2年を経過しない者は自動車検査員として選任できないことを申し添える。

記

1. 解任を命ずる自動車検査員氏名、教習修了番号及び修了年月日並びに生年月日
氏名 〇〇 〇〇
教習修了番号 〇指第〇〇〇〇号
修了年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

2. 違反事実
別紙のとおり(別紙(例)参照)

3. 解任年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別添 1 1 ~ 1 4 (略)

別紙 (例) (略)

別添 1 1 ~ 1 4 (略)

別紙 (例) (略)

「別表 1 自動車分解整備事業に係る違反点数」について 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案		現 行			
違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備 考	
別表 1 自動車分解整備事業に係る違反点数	別表 1 自動車分解整備事業に係る違反点数	別表 1 自動車分解整備事業に係る違反点数	別表 1 自動車分解整備事業に係る違反点数	別表 1 自動車分解整備事業に係る違反点数	別表 1 自動車分解整備事業に係る違反点数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法 91 条の 2 [則 57 条]	・設備、従業員の不適合	①設備が認証基準の要件を満たしていない ②従業員が認証基準の要件を満たしていない	6 点 6 点		6 点 6 点
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法 91 条の 3 [則 62 の 2 の 2 条 1-5]	・整備主任者選任違反等	①整備主任者がいない ②整備主任者が他の事業場を兼務 ③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備	6 点 6 点 3 点		10 点 6 点 3 点
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

法 94 条 の 5	・適合証等の 不正交付	・ペーパー車検、不 正改造状態での車検手 続	10 点 /台	車検手続きを行った 指定整備工場の分解 整備事業に適用する。 ただし、 <u>現車提示</u> の必要な車両には適 用しない。	車検手続きを行った 指定整備工場の分解 整備事業に適用する。
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下 略)	(以下略)	(以下略)

「別表 2 指定自動車整備事業に係る違反点数」について 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表 2 指定自動車整備事業に係る違反点数		別表 2 指定自動車整備事業に係る違反点数	
違反条項	違反事項	違反事例	違反点数
法 94 条 の 2-1 項	・虚偽の指定 申請	・虚偽の指定申請	取消
(略)	(略)	①対象とする自動車の 種類以外に適合証を交 付 ②業務の範囲の自動車 の種類以外に適合証を 交付	5 点 / 台 5 点 / 台
(略)	(略)	・ <u>指定条件違 反</u>	5 点
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

法 94 条 の 5-1 項	・適合証等の 不正交付 (記載・証明 不適切)	①検査員の証明を虚偽 記載した ②適合証の検査年月日、 交付年月日を虚偽記載 し、適合証を交付した ③検査員の証明がない (選任されていない検査 員資格者に証明させ た場合を含む) のに適 合証を交付した	45 点 /台 30 点 /台 20 点 /台	記載誤りは 3 点 記載誤りは 3 点	法 94 条 の 5-1 項	・適合証等の 不正交付 (記載・証明 不適切)	①検査員の証明を虚偽 記載した ②適合証の検査年月日、 交付年月日を虚偽記載 し、適合証を交付した ③検査員の証明がない (選任されていない検査 員資格者に証明させ た場合を含む) のに適 合証を交付した	45 点 /台 30 点 /台 20 点 /台	記載誤りは 3 点 記載誤りは 3 点
	(保安基準不 適合)	①不正改造状態で適合 証を交付した	45 点 /台	5 台以上は取消し。 注 2-4 注 2-5		(保安基準不 適合)	①保安基準不適合状態 で適合証を交付した	45 点 /台	不正改造状態 5 台以 上は取消し。
		②故意により保安基準 不適合状態で適合証を 交付した	30 点 /台	注 2-4					
		③故意以外により保安 基準不適合状態で適合 証を交付した	30 点 ×違反 台数に 応じた 表 1 の 係数	注 2-4 注 2-5					
		④(略)					②(略)		
	(点検・整備 ・検査不適 切)	①点検整備及び検査を 全て実施せずに適合証 を交付した(いわゆる ペーパー車検)	取消			(点検・整備 ・検査不適 切)	①点検整備及び検査を 全てせずに適合証を交 付した(いわゆるペー パー車検)	取消	
		②点検整備を全て実施 せず適合証を交付した	30 点 /台	注 2-1			②点検整備を全て実施 せず適合証を交付した	30 点 /台	点検整備の一部未実 施の場合は 10 点/台 注 2-1

<p>③点検整備の一部を<u>実施せず適合証を交付した</u></p>	<p>注2-1 注2-5</p>	<p>10点 /台</p>	<p>4項</p>
<p>④検査を全て実施せず適合証を交付した</p>	<p>注2-1</p>	<p>45点 /台</p>	<p>4項</p>
<p>⑤故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した</p>	<p>注2-1 注2-6</p>	<p>10点 /台</p>	<p>4項</p>
<p>⑥故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した</p>	<p>注2-1 注2-5 注2-6</p>	<p>10点 ×違反 台数に 応じた 表2の 係数</p>	<p>4項</p>
<p>・適合証の交付請求</p>	<p>・依頼者へ適合証を交付せず</p>	<p>10点 /台</p>	<p>4項</p>
<p>・適合証交付自動車点検整備又は検査上の瑕疵</p>	<p>①適合証交付自動車点検整備又は検査上の瑕疵があった</p>	<p>20点 /台</p>	<p>4項</p>
<p>・臨時検査を受けずに適合証を交付</p>	<p>②同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した</p>	<p>20点 /台</p>	<p>4項</p>
<p>・検査員の不適切な検査</p>	<p>・臨時検査を受けるとき自動車に適合証を交付した</p>	<p>20点 /台</p>	<p>4項</p>
<p>・検査員の不適切な検査</p>	<p>①検査員が検査していない</p>	<p>—</p>	<p>4項</p>
<p>③検査を全て実施せず適合証を交付した</p>	<p>検査の一部未実施(検査機器の能力を超える自動車又は、審査事務規程等と異なる方法により検査を実施した場合は10点/台 注2-1</p>	<p>45点 /台</p>	<p>4項</p>
<p>・適合証の交付請求</p>	<p>・依頼者へ適合証を交付せず</p>	<p>10点 /台</p>	<p>4項</p>
<p>・適合証交付自動車点検整備又は検査上の瑕疵</p>	<p>①適合証交付自動車点検整備又は検査上の瑕疵があった</p>	<p>20点 /台</p>	<p>4項</p>
<p>・臨時検査を受けずに適合証を交付</p>	<p>②同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した</p>	<p>20点 /台</p>	<p>4項</p>
<p>・検査員の不適切な検査</p>	<p>・臨時検査を受けるとき自動車に適合証を交付した</p>	<p>20点 /台</p>	<p>4項</p>
<p>・検査員の不適切な検査</p>	<p>①検査員が検査していない</p>	<p>—</p>	<p>4項</p>

正証明行為	注2-6	ないにもかかわらず適合証に証明した(検査の一部未実施を含む。)	ないにもかかわらず適合証に証明した
	解任命令	②検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した	②検査員が不正改造状態(法第54条の2)であるにもかかわらず適合証に証明した
	解任命令	③検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した(②を除く。)	③検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した(②を除く。)
-5項 ・同一性違反	解任命令	・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した
-6項 ・保安基準適合標章の有効期間	虚偽記載は30点/台	・適合標章の有効期間を記載誤りした	・適合標章の有効期間を記載誤りした
法94条の5の2-1項 ・限定適合証の不正交付(記載・証明不適切)	記載誤りは3点 記載誤りは3点	①検査員の証明を虚偽記載した ②限定適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し、限定適合証を交付した ③検査員の証明がない(選任されていない検査員資格者に証明させた場合を含む。)の限定適合証を交付した	①検査員の証明を虚偽記載した ②限定適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し、限定適合証を交付した ③検査員の証明がない(選任されていない検査員資格者に証明させた場合を含む。)の限定適合証を交付した
(保安基準不適合)	不正改造状態5台以上は取消し。 注2-5	・保安基準不適合状態で限定適合証を交付した	・保安基準不適合状態で限定適合証を交付した
(点検・整備)	10点 注2-1	①整備の全て又は一部	①整備の全て又は一部

<p>・検査不適切)</p> <p>・限定適合証の交付請求</p> <p>・限定適合証交付自動車の整備又は検査上の瑕疵</p>	<p>注2-5</p>	<p>を実施せず限定適合証を交付した</p>	<p>／台</p>	<p>注2-1</p>	<p>を実施せず限定適合証を交付した</p>	<p>／台</p>	<p>注2-1</p>	
	<p>注2-1</p> <p>注2-5</p> <p>注2-6</p>	<p>②検査の全て又は一部を実施せず限定適合証を交付した</p>	<p>10点／台</p>	<p>10点／台</p>	<p>②検査の全て又は一部を実施せず限定適合証を交付した</p>	<p>10点／台</p>	<p>10点／台</p>	
	<p>事故を惹起した場合 注2-5</p>	<p>・限定適合証交付自動車の整備又は検査上の瑕疵があった</p>	<p>20点／台</p>	<p>20点／台</p>	<p>・依頼者へ限定適合証を交付せず</p> <p>・限定適合証交付自動車の整備又は検査上の瑕疵があった</p>	<p>20点／台</p>	<p>20点／台</p>	<p>事故を惹起した場合 には30点／台</p>
<p>-3項</p>	<p>法94条の6-1項</p>	<p>・検査員の不正証明行為</p>	<p>注2-6</p>	<p>①検査員が検査していないにもかかわらず限定適合証に証明した (検査の一部未実施を含む。)</p>	<p>－</p>	<p>－</p>	<p>解任命令</p>	
		<p>・臨時検査を受けずに限定適合証を交付した</p>	<p>注2-5</p>	<p>・臨時検査を受けるべき自動車に限定適合証を交付した</p>	<p>20点／台</p>	<p>20点／台</p>	<p>－</p>	<p>解任命令</p>
		<p>・指定整備記録簿の備付・記録の備付・記載違反</p>	<p>注2-5</p>	<p>②検査員が不正改造状態であるにもかかわらず限定適合証に証明した</p> <p>③検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず限定適合証に証明した(②を除く。)</p>	<p>－</p>	<p>－</p>	<p>－</p>	<p>解任命令</p>
<p>法94条の6-1項</p>	<p>不正改造状態の場合</p>	<p>・指定整備記録簿の備付・記録の備付・記載違反</p>	<p>3点</p> <p>30点</p> <p>20点</p>	<p>①指定整備記録簿を備え付けていない</p> <p>②指定整備記録簿の虚偽記載</p> <p>③指定整備記録簿の記</p>	<p>3点</p> <p>30点</p> <p>20点</p>	<p>①指定整備記録簿を備え付けていない</p> <p>②指定整備記録簿の虚偽記載</p> <p>③指定整備記録簿の記</p>	<p>不正改造状態の場合</p>	

		注2-2	注2-2	注2-2	注2-2	注2-2
	は30点	は30点	は30点	は30点	は30点	は30点
載なし	④指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	④指定整備記録簿の1部記載漏れ、記載誤り	④指定整備記録簿の1部記載漏れ、記載誤り	④指定整備記録簿の1部記載漏れ、記載誤り	④指定整備記録簿の1部記載漏れ、記載誤り	④指定整備記録簿の1部記載漏れ、記載誤り
	3点	3点	3点	3点	3点	3点
載なし	⑤指定規則第10条の2の様式と異なる指定整備記録簿に記載	⑤指定規則第10条の2の様式と異なる指定整備記録簿に記載	⑤指定規則第10条の2の様式と異なる指定整備記録簿に記載	⑤指定規則第10条の2の様式と異なる指定整備記録簿に記載	⑤指定規則第10条の2の様式と異なる指定整備記録簿に記載	⑤指定規則第10条の2の様式と異なる指定整備記録簿に記載
	20点	20点	20点	20点	20点	20点
	不正改造状態の場合 は30点 注2-2	不正改造状態の場合 は30点 注2-2	不正改造状態の場合 は30点 注2-2	不正改造状態の場合 は30点 注2-2	不正改造状態の場合 は30点 注2-2	不正改造状態の場合 は30点 注2-2
法94条の8-1項-1号	・指定整備記録簿の保存義務違反	・指定整備記録簿の保存義務違反	・指定整備記録簿の保存義務違反	・指定整備記録簿の保存義務違反	・指定整備記録簿の保存義務違反	・指定整備記録簿の保存義務違反
	取消	取消	取消	取消	取消	取消
法94条の8-1項	・適合証交付停止命令違反	・適合証交付停止命令違反	・適合証交付停止命令違反	・適合証交付停止命令違反	・適合証交付停止命令違反	・適合証交付停止命令違反
	取消	取消	取消	取消	取消	取消
-2号	法94条の8第1項第2号（法第93条第2号に該当する場合を除く。）に該当（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）	法94条の8第1項第2号（法第93条第2号に該当する場合を除く。）に該当（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）	法94条の8第1項第2号（法第93条第2号に該当する場合を除く。）に該当（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）	法94条の8第1項第2号（法第93条第2号に該当する場合を除く。）に該当（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）	法94条の8第1項第2号（法第93条第2号に該当する場合を除く。）に該当（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）	法94条の8第1項第2号（法第93条第2号に該当する場合を除く。）に該当（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）
	取消	取消	取消	取消	取消	取消
-3号	・業務の範囲の限定違反	・業務の範囲の限定違反	・業務の範囲の限定違反	・業務の範囲の限定違反	・業務の範囲の限定違反	・業務の範囲の限定違反
	5点/台	5点/台	5点/台	5点/台	5点/台	5点/台
	・指定条件違反	・指定に附した条件に違反した	・指定に附した条件に違反した	・指定に附した条件に違反した	・指定に附した条件に違反した	・指定に附した条件に違反した
	5点	5点	5点	5点	5点	5点
-4号	・法第94条の8第1項第4号に該当（法人であって、その役員が法	・法第94条の8第1項第4号に該当（法人であって、その役員が法	・法第94条の8第1項第4号に該当（法人であって、その役員が法	・法第94条の8第1項第4号に該当（法人であって、その役員が法	・法第94条の8第1項第4号に該当（法人であって、その役員が法	・法第94条の8第1項第4号に該当（法人であって、その役員が法
	取消	取消	取消	取消	取消	取消

<p>-5号</p> <p>・自賠責の確 認をせず適合 証交付</p>	<p>第94条の2第2項にお いて準用する法第80条 第1項第2号ロに該当 する場合を除く。</p> <p>①適合証の交付日から 当該適合証により更新 される車検有効期間の 満了日までの期間のう ち一部の期間において 自賠責未加入状況にな るにもかかわらず適合 証を交付した ②自賠責保険証明書が 提示されていないにも 関わらず適合証交付 した</p>	<p>10点 /台</p> <p>10点</p>	<p>全部又は大部分の期 間において自賠責保 険未加入状況の場合 は30点/台</p>	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)
---	--	------------------------------	---	-------	-------	-------	-------

注2-1：同一違反事項中に異なる具体的違反事例があった場合、併科する。

注2-2：「記録簿の記載なし」及び「記録簿を2年間保存していない」の項目に
ついては、同一自動車について両方の違反事項が該当しても、1項目のみ
の違反点数を適用する。

注2-3：変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。

注2-1：同一違反事項中に異なる具体的違反事例があった場合、併科する。

注2-2：「記録簿の記載なし」及び「記録簿を2年間保存していない」の項目に
ついては、同一自動車について両方の違反事項が該当しても、1項目のみ
の違反点数を適用する。

注2-3：変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。

注2-4：同一自動車について、一つの違反箇所が複数の具体的違反事例に該当し
た場合には、併科せず最大の違反点数を適用する。

注2-5：同一自動車について、当該具体的違反事例に係る「指定整備記録簿の一
部記載漏れ、記載誤り」は、併科しない。

注2-6：「検査の一部未実施」については、検査機器の許容能力を超える自動車
を当該検査機器で検査した場合又は、審査事務規程と異なる方法で検査を
行い保安基準適合性の判定ができていない場合を含む。

表1

違反台数	1	2	3	4	5	6~10	11~15	16以上
係数	1	2	3	4	5	6	8	10

表 2

違反台数	係数	違反台数	係数	違反台数	係数
1 ~ 9	1	100~149	11	600~649	21
10~19	2	150~199	12	650~699	22
20~29	3	200~249	13	700~749	23
30~39	4	250~299	14	750~799	24
40~49	5	300~349	15	800~849	25
50~59	6	350~399	16	850~899	26
60~69	7	400~449	17	900~949	27
70~79	8	450~499	18	950~999	28
80~89	9	500~549	19	1000 ~	29
90~99	10	550~599	20		

別表 3 (略)

別表 3 (略)

(9) 「自動車分解整備事業者の認証及び指定自動車整備事業者の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」の一部改正について

国自整第139号の2
平成23年3月25日

(社) 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車交通局長

標記通達について、別添のとおり地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので、お知らせします。

別添

国自整第139号
平成23年3月25日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車交通局長

「自動車分解整備事業者の認証及び指定自動車整備事業者の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」の一部改正について

標記通達について、今般、別紙新旧対照表のとおり改正したので、平成23年7月1日以降は本取扱いにより適切に処理されたい。

自動車分解整備事業者の認証及び指定自動車整備事業者の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）（平成14年7月1日、国自整第63号） 新旧対照表
 平成14年7月1日付け 国自整第63号
 改正 平成23年3月25日付け 国自整第139号

新	旧
<p>本文（略）</p> <p>記</p> <p>第1節 自動車分解整備事業者の認証及び指定自動車整備事業者の指定に係る取扱要領（略）</p> <p>第2節 自動車分解整備事業者の認証及び指定自動車整備事業者の指導要領（略）</p> <p>附則（平成23年3月25日国自整第139号） <u>本改正規定は平成23年7月1日から施行する。</u></p> <p>別添1 自動車分解整備事業者の認証及び指定自動車整備事業者の指定等に係る申請書類</p> <p>I. 自動車分解整備事業者関係（略）</p> <p>II. 指定自動車整備事業者関係</p> <p>1. ～4.（略）</p> <p>5. 指定規則第5条第1項及び第2項に基づく自動車検査員の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。（指定規則第5条第1項及び第2号）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)</p> <p>① (略)</p> <p>② 指定規則第4条に基づく自動車検査員の要件に該当することを記載した以下の書面</p> <p>i iiに定める者以外の者については、自動車検査員教習修了証書（写し）、<u>自動車検査員教習修了証明書（写し）、自動車検査官又は軽自動車検査員の経歴を有する証明書等</u></p> <p>ii <u>法第94条の4第4項の規定に基づき自動車検査員の職を解任された者又は法の規定に違反（自動車検査員の解任命令に相当するものに限る。）する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任された者については、自動車検査員再教習修了証書（写し）</u></p>	<p>本文（略）</p> <p>記</p> <p>第1節 自動車分解整備事業者の認証及び指定自動車整備事業者の指定に係る取扱要領（略）</p> <p>第2節 自動車分解整備事業者の認証及び指定自動車整備事業者の指導要領（略）</p> <p>別添1 自動車分解整備事業者の認証及び指定自動車整備事業者の指定等に係る申請書類</p> <p>I. 自動車分解整備事業者関係（略）</p> <p>II. 指定自動車整備事業者関係</p> <p>1. ～4.（略）</p> <p>5. 指定規則第5条第1項及び第2項に基づく自動車検査員の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。（指定規則第5条第1項及び第2号）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)</p> <p>① (略)</p> <p>② 自動車検査員教習修了証明書（写し）、自動車検査官又は軽自動車検査員の経歴を有する証明書等指定規則第4条に基づく自動車検査員の要件に該当することを記載した書面</p>

③ (略)
(以下略)

③ (略)
(以下略)

(10) 「改造自動車等の取扱いについて」の一部改正について

国自技第282号の4
平成23年3月31日

(社) 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車交通局長

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しました。
貴会（組合）におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員（組合員）
に対し周知方お願いいたします。

国自技第282号
平成23年3月31日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省自動車交通局長

「改造自動車等の取扱いについて」の一部改正について

「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日自技第239号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

改造自動車等の取扱いについて（平成7年11月21日自技第239号）新旧対照表

（平成23年3月31日国自技第282号）

改 正	現 行
<p>1. 改造自動車等の取扱いの目的 自動車について改造、試作又は組立を行うことにより、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合しなくなることによる改造自動車等について、届出者から当該改造内容について届出を得ることにより、検査業務の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 改造自動車等の範囲 この通達について改造自動車等とは、次のものをいう。 (1) 改造自動車 改造自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、「自動車型式認証実施要領」（平成10年11月12日自審第1252号。以下「自動車型式認証実施要領」という。）別添2「新型自動車取扱い要領」により新型自動車として届出があつた自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）、「輸入自動車特別取扱い制度」（平成10年11月12日自審第1255号）別添「輸入自動車特別取扱い要領」により輸入自動車特別取扱い自動車として届出があつた自動車又は「並行輸入自動車取扱い要領」（平成9年3月31日自技第61号）により並行輸入自動車として届出があつた自動車に自動車検査独立行政法人法（平成11年法律第218号）第13条に基づき事務規程（以下「事務規程」という。）に定める改造（車両法第63条の3に基づく改善措置の届出を行う場合を除く。以下（2）及び（3）において同じ。）をしたものをいう。 (2) 試作車 試作車とは、（1）以外の自動車であつて自動車製作を業とする者が研究、開発等の用に供するため製作したものをいい、年間の生産台数が少量のものをいう。 (3) 組立車 組立車とは、（1）以外の自動車であつて自動車の製作を業とする者以外の者が自動車の部品等を使用して組立てたものをいう。</p>	<p>1. 改造自動車等の取扱いの目的 自動車について改造、試作又は組立を行うことにより、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合しなくなることによる改造自動車等について、届出者から当該改造内容について届出を得ることにより、改造自動車等の保安基準への適合性の確認を効率的に行うとともに、検査業務の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 改造自動車等の範囲 この通達について改造自動車等とは、次のものをいう。 (1) 改造自動車 改造自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（以下「型式指定自動車」という。）、「自動車型式認証実施要領」（平成10年11月12日自審第1252号。以下「自動車型式認証実施要領」という。）別添2「新型自動車取扱い要領」により新型自動車として届出があつた自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下「新型届出自動車」という。）又は「輸入自動車特別取扱い制度」（平成10年11月12日自審第1255号。以下「輸入自動車特別取扱い制度」という。）別添「輸入自動車特別取扱い要領」により輸入自動車特別取扱い自動車として届出があつた自動車に3. に該当する改造をしたもの（型式指定自動車又は新型届出自動車を基本として一部の装置を変更して製作される自動車に3. に該当する改造をしたものを含む。）をいう。 (2) 試作車 試作車とは、自動車の製作を業とする者が研究、開発等の用に供するため製作したものをいい、年間の生産台数が少量のものをいう。 (3) 組立車 組立車とは、自動車の製作を業とする者以外の者が自動車の部品等を使用して組立てたものをいう。 3. 改造自動車の届出の必要な範囲 (1) 車枠及び車体 車枠及び車体について、次に該当する改造を行うもの ① フレームを有する自動車のフレーム形状を変更、及びホイールベース間のフレームを延長又は短縮するもの</p>

- ② モノコック構造の車体の変更を行うもの
- ③ 二輪自動車から側車付二輪自動車に変更を行うもの

(2) 原動機

原動機について、次に該当する改造を行うもの

- ① 型式の異なる原動機に乘せ換えるもの
- ② 原動機の総排気量を変更するもの。

(3) 動力伝達装置

動力伝達装置について、次に該当する改造を行うもの

- ① プロペラシャフトの変更を行うもの
- ② ドライブシャフトの変更を行うもの
- ③ トランスミッションの変更を行うもの
- ④ 駆動軸数の変更を行うもの
- ⑤ 駆動軸への動力伝達方式の変更を行うもの

(4) 走行装置

走行装置について、次に該当する改造を行うもの

- ① 走行方式の変更を行うもの
- ② フロント・アクスル又はリア・アクスルの変更を行うもの
- ③ 軸数の変更を行うもの

(5) 操縦装置

操縦装置について、次に該当する改造を行うもの

- ① かじ取りハンドルの位置の変更を行うもの
- ② 操舵軸数の変更を行うもの
- ③ リンク装置の変更を行うもの
- ④ かじ取り操作方式の変更を行うもの

(6) 制動装置

制動方式の変更を行うもの

(7) 緩衝装置

緩衝装置について、次に該当する改造を行うもの

- ① 緩衝装置の種類の変更を行うもの
- ② 緩衝装置の懸架方式（リーフスプリングの枚数を増加する変更を除く。）の変更を行うもの

(8) 連結装置

けん引自動車の主制動装置と連動して作用する構造の主制動装置を備える被けん引自動車又はこれをけん引するけん引自動車の連結装置の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの

(9) 燃料装置

燃料の種類を変更する改造を行うもの

3. 届出書等の提出

- (1) 改造自動車の施工等は、事務規程の定めるところにより、改造自動車届出書及

4. 届出

- (1) 改造自動車等の製作者、施工者等（以下「届出者」という。）は、改造自動車等

び添付資料を検査に先だつて最寄りの自動車検査独立行政法人の検査部長若しくは事務所長（以下「事務所長等」という。）に提出するものとする。

なお、保安基準第55条の規定による基準緩和申請を伴う改造自動車の届出は、基準緩和を申請する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下「運輸局長」という。）へ必要書面を提出するものとし、提出を受けた地方運輸局長は、遅滞なく該当する事務所長等へ届出書面を送付するものとする。

(2) 試作車又は組立車の製作者又は施工者等は、試作車又は組立車を製作した場合は製作しようとする場合には、試作車・組立車届出書（以下「届出書」という。）、概要等説明書（以下「説明書」という。）及び別表に定める添付資料を検査に先だつて最寄りの運輸局長に提出するものとする。

(3) 事務所長等は(1)に基づき提出があったときは、提出する者に対して車両法第57条の2の規定に基づき自動車の点検及び整備に関する情報の提供及び第63条の3の規定に基づき改善措置の届出に関する責務があることを周知するものとする。

(4) 運輸局長は(2)に基づき提出があったときは、提出する者に対して車両法第57条の2の規定に基づき自動車の点検及び整備に関する情報の提供及び第63条の3の規定に基づき改善措置の届出に関する責務があることを周知するものとする。

4. 届出書及び説明書の様式並びに添付資料

(1) 届出書の様式は、第1号様式によるものとする。

(2) 説明書の様式は、第2号様式によるものとする。

(3) 添付資料は、別表添付資料一覧表に掲げる資料とする。

(4) 届出者は届出に当たり、届出書及び添付資料を1部、説明書を2部提出するものとする。

5. 届出書等の受理

届出書、説明書及び添付資料は、記載内容に不備がないこと及び所要の添付資料が添付されていることを確認のうえ、受理するものとする。

なお、提出のあった届出書、説明書及び添付資料により十分な審査を行うことができない場合は、別途必要となる資料を求めることができるとし、当該資料の提出があった時点で届出を受理するものとする。

6. 審査及び審査結果の通知等

(1) 届出書等を受理した運輸局長は、届出書、説明書及び添付資料により試作車又は組立車が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。

を製作した場合若しくは製作しようとする場合又は自動車の改造を行う場合には、改造自動車等届出書（以下「届出書」という。）、改造概要等説明書（以下「説明書」という。）及び添付資料を改造内容等に応じ別表に掲げる届出先の区分により、最寄りの地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下「運輸局長」という。）又は最寄りの自動車検査独立行政法人の検査部長若しくは事務所長（以下「事務所長等」という。）に届出するものとする。ただし、改造内容等が複数となる場合であつて、届出先が検査部長及び事務所長になるものは、検査部長に届出するものとする。

なお、保安基準第55条の規定による基準緩和申請を伴う改造自動車の届出は、基準緩和を申請する地方運輸局長へ必要書面を提出するものとし、提出を受けた地方運輸局長は、遅滞なく該当する事務所長等へ届出書面を送付するものとする。

(2) 届出者は、届出書、説明書及び添付資料を検査に先だつて届出先に提出するものとする。

5. 届出書及び説明書の様式並びに添付資料

(1) 届出書の様式は、第1号様式によるものとする。

(2) 説明書の様式は、第2号様式によるものとする。

(3) 添付資料は、改造内容等の区分により別表添付資料一覧表に掲げる資料とする。

(4) 届出者は届出に当たり、届出書及び添付資料を1部、説明書を2部提出するものとする。

6. 届出の受理

届出は、届出書及び説明書の記載に不備がないこと及び改造内容等の区分により所要の添付資料が添付されていることを確認のうえ、受理するものとする。

なお、提出のあった届出書、説明書及び添付資料により十分な審査を行うことができない場合は、別途必要となる資料を求めることができるとし、当該資料の提出があった時点で届出を受理するものとする。

7. 審査及び審査結果の通知等

(1) 届出を受理した運輸局長は、届出書、説明書及び添付資料により試作車及び組立車が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。

(2) 審査の結果、当該試作車又は組立車が保安基準に適合すると認められるものについては、運輸局長から届出者に試作車・組立車審査結果通知書（提出のあった説明書を試作車・組立車審査結果通知書としたもの。）を交付するものとする。

なお、交付に当たり、届出者に対して指示事項がある場合には、通知書の指示事項欄に記載するものとする。

7. 審査済車両の検査の取扱い

(1) 試作車又は組立車の検査を申請する者は、検査の申請書を提出するほか、当該運輸支局等と同一敷地内にある事務所長等に対して、通知書（写しをもって代えることができる。以下同じ。）、外観図、各装置の詳細図及びその他特に指示された資料を提示するものとする。

(2) 試作車及び組立車の製作誤差の範囲は、自動車型式認証実施要領附則1「自動車等の同一型式判定要領」別表第2（製作誤差の範囲）に定める範囲であることを原則とする。

ただし、製作誤差の範囲を超えるものであっても、通知書に記載されている内容等に変更がなく、試作車又は組立車の現車を確認することにより保安基準の適合性の判定が可能なものにあつては、この限りでない。

8. 雑則

通知書の写し、届出書、説明書及び添付資料は、通知書の決裁日から10年間保存するものとする。

別表
（表）

第1号様式（表面）
（様式）

第1号様式（裏面）
（様式）

第2号様式（表面）
（様式）

第2号様式（裏面）
（様式）

(2) 審査の結果、当該改造等の内容が保安基準に適合すると認められるものについては、運輸局長から届出者に通知書（提出のあった説明書を改造自動車等審査結果通知書としたもの。）を交付するものとする。

なお、交付に当たり、届出者に対して指示事項がある場合には、通知書の指示事項欄に記載するものとする。

8. 審査済車両の検査の取扱い

(1) 改造自動車等の検査を申請する者は、検査の申請書、自動車検査証記入申請書等を提出するほか、当該運輸支局等と同一敷地内にある事務所長等に対して、通知書（写しをもって代えることができる。以下同じ。）、外観図、改造部分詳細図及びその他特に指示された資料（以下「検査用改造関係資料」という。）を提示するものとする。

(2) 改造自動車等の製作誤差の範囲は、自動車型式認証実施要領附則1「自動車等の同一型式判定要領」別表第2（製作誤差の範囲）に定める範囲であることを原則とする。

ただし、製作誤差の範囲を超えるものであっても、通知書に記載されている内容等に変更がなく、改造自動車等の現車を確認することにより保安基準の適合性の判定が可能なものにあつては、この限りでない。

別表
（表）

第1号様式（その1（運輸局長提出用表面））
（様式）

第1号様式（その1（運輸局長提出用裏面））
（様式）

第2号様式（その1（運輸局長提出用表面））
（様式）

第2号様式（その1（運輸局長提出用裏面））
（様式）

第1号様式（その2（検査法人提出用表面））

(様式 略)

第1号様式(その2(検査法人提出用裏面))
(様式 略)

第2号様式(その2(検査法人提出用表面))
(様式 略)

第2号様式(その2(検査法人提出用裏面))
(様式 略)

附則

本改正規定は、平成23年7月1日より適用する。

改造自動車等の届出及び添付資料一覧表（新）

別表

試作車及び組立車の届出及び添付資料一覧表

区分	届出書	概要等説明書	添付資料																	
			主要諸元要目表	外觀図	装置の詳細図	車枠（車体）全体図	保安基準適合検討書	計算書				強度検討書								
								最大安定傾斜角度計算書	制動能力計算書	走行性能計算書	最小回転半径計算書	車枠（車体）	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	電気装置	
試作車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
組立車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1. 主要諸元要目表は、輸入自動車特別取扱制度別添「輸入自動車特別取扱要領」に準じた様式とする。

注2. 装置の詳細図は、自動車型式認証実施要領別添2「新型自動車取扱要領」の別表第1項3（7）に準じたものとする。

注3. 保安基準適合検討書は、自動車型式認証実施要領別添2「新型自動車取扱要領」の別表第1項3（8）に準じたものとする。

改造自動車等の届出及び添付資料一覧表（新）

第1号様式（表面）

年 月 日

殿

届出者の氏名又は名称
住 所
連絡先（担当者）
電 話 番 号

印

試作車・組立車届出書

車名・型式		種別		用途	
試作車			組立車		
予定車両数		主たる使用地域			

注：試作車・組立車の欄は、該当するものを○で囲むこと。

（日本工業規格 A列4番）

改造自動車等の届出及び添付資料一覧表（新）

第1号様式（裏面）

添付資料			
添付資料	区分		
		試作車 組立車	
届出書	○	○	
概要等説明書	○	○	
主要諸元要目表	○	○	
外觀図	○	○	
装置の詳細図	○	○	
車枠（車体）全体図	○	○	
保安基準適合検討書	○	○	
最大安定傾斜角度計算書	○	○	
制動能力計算書	○	○	
走行性能計算書	○	○	
最小回転半径計算書	○	○	
強度検討書	車枠（車体）	○	○
	動力伝達装置	○	○
	走行装置	○	○
	操縦装置	○	○
	制動装置	○	○
	緩衝装置	○	○
	連結装置	○	○
電気装置	○	○	

注：添付資料を省略する場合には、添付資料欄に×を付すこと。

（日本工業規格 A列4番）

改造自動車等の届出及び添付資料一覧表（新）

第2号様式（表面）

第 年 月 日

殿

概要等説明書（試作車・組立車審査結果通知書）

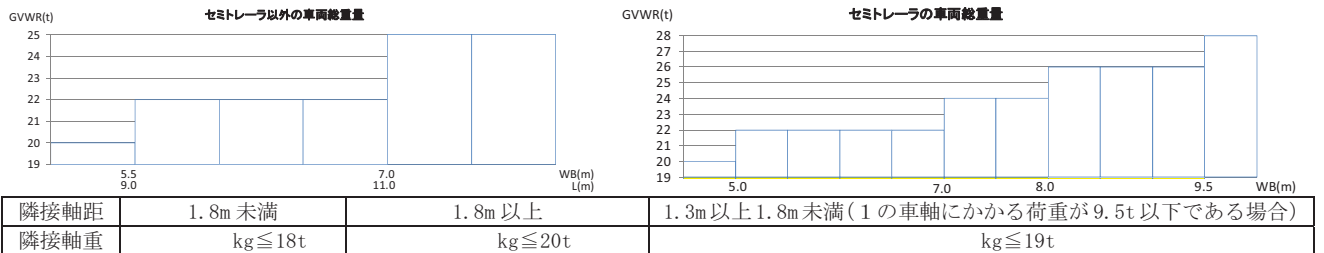
〔指示事項〕

主要諸元比較表

（試作車・組立車）

項目	標準車	試作車・組立車	基準・限度	項目	標準車	試作車・組立車	基準・限度
車名				乗車定員人			
型式				最大積載量 kg			
自動車の種別				車総重量 kg	前前軸重		≤10t (kg)
用途					前後軸重		≤10t (kg)
車体の形状					後前軸重		≤10t (kg)
燃料の種類					後後軸重		≤10t (kg)
原動機型式					計		≤20t~28t (kg)
総排気量(L)又は定格出力(kW)				最大安定傾斜角度°	左		一般≥35° その他≥30°
長さ m			≤12m		右		
幅 m			≤2.5m	タイヤサイズ	前前軸		(kg)
高さ m			≤3.8m		前後軸		(kg)
軸距 m	前軸				後前軸		(kg)
	後軸				後後軸		(kg)
室内又は荷台の内側の寸法	長さ m			前輪荷重割	空車		≥18, 20%
	幅 m				積車		
	高さ m			リヤ・オーバーハング m			≤1/2, 11/20, 2/3L (m)
					荷台オフセット m		
	計			最小回転半径 m			≤12m

車両総重量・軸重等の基準



能力強度等検討書

制動能力	踏力 N			車軸強度	σ _B /σ		
	km/h	m			/	=	≥1.6
推進軸	回転数	N _c /N	/ = ≥1.3	操縦装置強度	σ _V /σ		
	強度	σ _B /τ	/ = ≥1.6		σ _B /σ		
車枠強度	σ _B /σ			緩衝装置強度	σ _B /σ		
	σ _V /σ				σ _V /σ		
				制動装置強度	σ _B /σ		
					σ _B /σ		
				連結装置強度	σ _B /σ		
					σ _B /σ		

注1. (試作車・組立車)の欄には、該当するものを○で囲むこと。
 注2. 能力検討欄は、該当しないものは-、省略したものは×を記入すること。
 注3. 能力強度等検討書欄は、必要に応じて項目を追加・削除することができる。

(日本工業規格 A列4番)

改造自動車等の届出及び添付資料一覧表（新）

第2号様式（裏面）

装置の概要

目 的	
車枠及び車体	
原 動 機	
動力伝達装置	
走 行 装 置	
操 縦 装 置	
制 動 装 置	
緩 衝 装 置	
連 結 装 置	
燃 料 装 置	
電 気 装 置	

注1 該当する事項がない場合については、斜線を記入すること。

注2 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に基づく勧告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3関係）

（日本工業規格 A列4番）

改造自動車等の届出及び添付資料一覧表（旧）

改造自動車等の届出及び添付資料一覧表

区分	届出先	改造内容等	届出書	改造概要等説明書	添付資料																								
					主要諸元要目表	外観図	改造部詳細図	車種（車体）全体図	最大安定傾斜角度計算書	制動能力計算書	走行性能計算書	最小回転半径計算書	車枠（車体）	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	検査装置	制動装置	緩衝装置	連結装置									
改造自動車	事務所	原動機	(1)①	フレームを有する自動車のホイールベース間のフレームを延長又は短縮するもの																									
			(1)②	モノコック構造の車体の変更を行うもの							※○																		
			(1)③	二輪自動車から側車付二輪自動車に変更を行うもの									※○																
	(2)①	型式の異なる原動機に乗せ換えるもの																											
	(2)②	総排気量を変更するもの																											
	(3)①	プロペラシャフトの変更を行うもの																											
	(3)②	ドライブシャフトの変更を行うもの																											
	(3)③	トランスミッションの変更を行うもの																											
	(3)④	駆動軸数の変更を行うもの																											
	(3)⑤	駆動軸への動力伝達方式の変更を行うもの																											
	検査部	事務所	走行装置	(4)①	走行方式の変更を行うもの																								
				(4)②	フロント・アクスル又はリヤ・アクスルの変更を行うもの																								
				(4)③	軸数の変更を行うもの																								
	検査部	事務所	操縦装置	(5)①	かじ取りハンドルの位置の変更を行うもの																								
				(5)②	操縦軸数の変更を行うもの																								
(5)③				リンク装置の変更を行うもの																									
検査部	事務所	制動装置	(5)④	かじ取り操作方式の変更を行うもの																									
			(6)	制動方式の変更を行うもの																									
			(7)①	緩衝装置の種類の変更を行うもの																									
事務所	検査部	連結装置	(7)②	緩衝装置の懸架方式の変更を行うもの																									
			(8)	けん引自動車の主制動装置と連動して作用する構造の主制動装置を備えるけん引自動車又はこれをけん引するけん引自動車の連結装置の取付け、変更又は改造を行うもの																									
試作車	運輸局	燃料装置	(9)	燃料の種類を変更する改造を行うもの																									
			運輸局																										

注 1. 届出先欄の事務所について、検査部においても取り扱うものとする。
 注 2. 主要諸元要目表は、輸入自動車特別取扱部別添「輸入自動車特別取扱部別添」に準じた様式とする。
 注 3. 制動能力計算書の※は、駐車ブレーキに係るもののみとする。
 注 4. 試作車又は組立車の場合の改造部分詳細図は、自動車型式認証実施要領別添 2「新製自動車等取扱要領」の別表第 1 項 3（7）に準じたものとする。

改造自動車等の届出及び添付資料一覧表（旧）
第1号様式（その1（運輸局長提出用表面））

年 月 日

殿

申請者の氏名又は名称
住 所
連絡先（担当者）
電 話 番 号

印

改造自動車等届出書

車名・型式		種別		用途	
試作車			組立車		
改造予定車車両数		主たる使用地域			

注：該当する内容等を○で囲むこと。

（日本工業規格 A列4番）

改造自動車等の届出及び添付資料一覧表（旧）
 第1号様式（その1（運輸局長提出用裏面））

添付資料			
添付資料	改造内容等		
		試 作 車	
		組 立 車	
届出書	○	○	
改造概要等説明書	○	○	
主要諸元要目表	○	○	
外觀図	○	○	
改造部分詳細図	○	○	
車枠（車体）全体図	○	○	
最大安定傾斜角度計算書	○	○	
制動能力計算書	○	○	
走行性能計算書	○	○	
最小回転半径計算書	○	○	
強度 検 討 書	車枠（車体）	○	○
	動力伝達装置	○	○
	走行装置	○	○
	操縦装置	○	○
	制動装置	○	○
	緩衝装置	○	○
	連結装置	○	○

注：添付資料を省略する場合には、添付資料欄に×を付すこと。

（日本工業規格 A列4番）

改造自動車等の届出及び添付資料一覧表（旧）
第2号様式（その1（運輸局長提出用表面））

第 年 月 日 号

殿

改造概要等説明書（改造自動車等審査結果通知書）

〔指示事項〕

主要諸元比較表

（試作車・組立車）

項目	標準車	改造車	基準	項目	標準車	改造車	基準	
車名				乗車定員人				
型式				最大積載量 kg				
自動車の種別				車両 総重量 kg	前前軸重		≤10t	
用途					前後軸重		≤10t	
車体の形状					後前軸重		≤10t	
燃料の種類					後後軸重		≤10t	
原動機型式					計			
総排気量 ℓ				最大安定 傾斜角度°	右		一般≥35° その他≥30°	
長さ m			≤12m		左			
幅 m			≤2.5m	タイヤ サイズ	前前軸			
高さ m			≤3.8m		前後軸			
軸距 m	前軸				後前軸			
	後軸				後後軸			
室内又は 荷台の内 側の寸法	長さ m			積載時 タイヤ 加重割合 %	前前軸			
	幅 m				前後軸			
	高さ m				後前軸			
車両重量 kg	前前軸重				積載時前輪荷重割合%			≥18, 20%
	前後軸重			リヤ・オーバーハング m			≤1/2, 11/20, 2/3L	
	後前軸重			荷台オフセット m				
	後後軸重			最小回転半径 m				
	計							

能力強度等検討書

制動能力	踏力	N	km/h	m	車枠強度	σ_B/σ	/	=	>1.6
	空気圧	kpa			車軸強度	σ_B/σ	/	=	>1.6
					操縦装置強度	σ_B/σ	/	=	>1.6
					緩衝装置強度	σ_B/σ	/	=	>1.6
推進軸	回転数	Nc/N	/	=	制動装置強度	σ_B/σ	/	=	>1.6
	強度	$\sigma_B \cdot \tau$	/	=	連結装置強度	σ_B/σ	/	=	>1.6

注1.（試作車・組立車）の欄には、該当するものを○で囲むこと。

注2. 能力検討欄は、該当しないものは－、省略したものは×を記入すること。

（日本工業規格 A列4番）

改造自動車等の届出及び添付資料一覧表（旧）
第2号様式（その1（運輸局長提出用裏面））

改造等の概要

目的	
車枠及び車体	
原動機	
動力伝達装置	
走行装置	
操縦装置	
制動装置	
緩衝装置	
連結装置	
燃料装置	

注 該当する事項がない場合については、斜線で記入すること。

（日本工業規格 A列4番）

改造自動車等の届出及び添付資料一覧表（旧）

第1号様式（その2（検査法人提出用表面））

年 月 日

殿

申請者の氏名又は名称
住 所
連絡先（担当者）
電 話 番 号

印

改造自動車等届出書

車名・型式		種別		用途		
改造内容	(1)-①	車枠及び車体	(3)-④	動力伝達装置	(5)-④	操縦装置
	(1)-②	〃	(3)-⑤	〃	(6)	制動装置
	(1)-③	〃	(4)-①	走行装置	(7)-①	緩衝装置
	(2)-①	原動機	(4)-②	〃	(7)-②	〃
	(2)-②	〃	(4)-③	〃	(8)	連結装置
	(3)-①	動力伝達装置	(5)-①	操縦装置	(9)	燃料装置
	(3)-②	〃	(5)-②	〃		
	(3)-③	〃	(5)-③	〃		
改造予定車両数		主たる使用地域				

注：該当する内容等を○で囲むこと。

（日本工業規格 A列4番）

改造自動車等の届出及び添付資料一覧表（旧）

第1号様式（その2（検査法人提出用裏面））

添付資料		改造内容																						
		(1) ①	(1) ②	(1) ③	(2) ①	(2) ②	(3) ①	(3) ②	(3) ③	(3) ④	(3) ⑤	(4) ①	(4) ②	(4) ③	(5) ①	(5) ②	(5) ③	(5) ④	(6)	(7) ①	(7) ②	(8)	(9)	
添付資料		車 枠 及 び 車 体	同 左	同 左	原 動 機	同 左	動 力 伝 達 装 置	同 左	同 左	同 左	同 左	走 行 装 置	同 左	同 左	操 縦 装 置	同 左	同 左	同 左	制 動 装 置	緩 衝 装 置	同 左	連 結 装 置	燃 料 装 置	
届	出	書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改	造	概	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
主	要	諸																						
外	観	図	○	○	○						○	○	○								○	○	○	
改	造	部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車	枠	(○	○	○																			
最	大	安			○							○												
制	動	能			※														○					
走	行	性																						
最	小	回	※	※											※		○							
強 度 検 討 書	車	枠	○	○	○																			
	動	力				○	○	○	○		○													
	走	行										○	○											
	操	縦													○	○	○	○						
	制	動																	○					
	緩	衝																			○	○		
	連	結																					○	

注：添付資料を省略する場合には、添付資料欄に×を付すこと。

(日本工業規格 A列4番)

改造自動車等の届出及び添付資料一覧表 (旧)
第2号様式 (その2 (検査法人提出用表面))

第 年 月 日 号

殿

改造概要等説明書 (改造自動車等審査結果通知書)

[指示事項]

主要諸元比較表

(試作車・組立車)

項目	標準車	改造車	基準	項目	標準車	改造車	基準	
車名				乗車定員人				
型式				最大積載量 kg				
自動車の種別				車両重量 kg	前前軸重		≤10t	
用途					前後軸重		≤10t	
車体の形状					後前軸重		≤10t	
燃料の種類					後後軸重		≤10t	
原動機型式					計			
総排気量 ℓ				最大安定傾斜角度°	右		一般≥35° その他≥30°	
長さ m			≤12m		左			
幅 m			≤2.5m	タイヤ サイズ	前前軸			
高さ m			≤3.8m		前後軸			
軸距 m	前軸				後前軸			
	後軸				後後軸			
室内又は荷台の内側の寸法	長さ m			積載時 タイヤ 加重割合 %	前前軸			
	幅 m				前後軸			
	高さ m				後前軸			
車両重量 kg	前前軸重					後後軸		
	前後軸重			積載時前輪荷重割合%			≥18, 20%	
	後前軸重			リヤ・オーバーハング m			≤1/2, 11/20, 2/3L	
	後後軸重			荷台オフセット m				
	計			最小回転半径 m				

能力強度等検討書

制動能力	踏力 m	N	km/h	車枠強度	σ_B/σ	/	=	>1.6	
				車軸強度	σ_B/σ	/	=	>1.6	
	空気圧 kpa			操縦装置強度	σ_B/σ	/	=	>1.6	
				緩衝装置強度	σ_B/σ	/	=	>1.6	
推進軸	回転数	Nc/N	/	=	制動装置強度	σ_B/σ	/	=	>1.6
	強度	$\sigma_B \cdot \tau$	/	=	連結装置強度	σ_B/σ	/	=	>1.6

注1. (試作車・組立車)の欄には、該当するものを○で囲むこと。

注2. 能力検討欄は、該当しないものは、省略したものは×を記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

改造自動車等の届出及び添付資料一覧表（旧）
第2号様式（その1（検査法人提出用裏面））

改造等の概要

目的	
車枠及び車体	
原動機	
動力伝達装置	
走行装置	
操縦装置	
制動装置	
緩衝装置	
連結装置	
燃料装置	

注 該当する事項がない場合については、斜線で記入すること。

（日本工業規格 A列4番）

**(11) 「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについての一部
改正について**

国自技第283号の4
平成23年3月31日

(社) 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

自動車交通局技術安全部
技術企画課長

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しました。
貴会（組合）におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員（組合員）
に対し周知方お願いいたします。

国自技第283号
平成23年3月31日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局技術安全部
技術企画課長

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについての一部改正について

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（平成7年11月21日自技第240号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日自技第240号）新旧対照表

(平成23年3月31日自技第283号)

改 正	現 行
<p>「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日自技第239号。以下「改造通達」という。）に基づく改造自動車等の審査等の細部取扱いは、道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の委任に基づく告示、自動車検査業務等実施要領及び検査関係通達によるほか、本取扱いによるものとする。</p> <p>1. 試作車の範囲 改造通達の記2.（2）試作車の場合の「年間の生産台数が少量」とは、概ね10台以下とする。</p>	<p>「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日自技第239号（以下「改造通達」という。））に基づく改造自動車等の審査等の細部取扱いは、道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の委任に基づく告示、自動車検査業務等実施要領及び検査関係通達によるほか、本取扱いによるものとする。</p> <p>1. 改造自動車等の範囲 （1）改造通達の記2.（1）で規定する自動車のほかに国内で登録されたことのある並行輸入自動車であって、記の3.の各号に該当する改造をしたものについても適用するものとする。 （2）改造通達の記2.（2）試作車の場合の「年間の生産台数が少量」とは、概ね100台以下とする。 （3）改造通達の記2.（1）で規定する「型式指定自動車若しくは新型届出自動車」を基本として一部の装置を変更して製作される自動車とは、型式指定自動車又は新型届出自動車と同一として製作される自動車と車名及び型式が同一であるほか、改造通達中「改造自動車の届出の必要な範囲」でいう（1）から（9）までの装置等の過半数が同一である自動車という。</p> <p>2. 改造自動車の届出の必要な範囲 改造通達の記3.で規定する改造自動車の届出の必要な範囲の細部取扱いは次のものをいう。 （1）車枠及び車体 ①フレーム形状の変更とは、フレームの形状（ストレート台キックダウン）又は断面形状（例：コ形台形）を変更するものをいう ②モノコック構造の車体の変更を行うものとは、次のものをいう ・モノコック構造の車体に直径が250mmの円の範囲を超えて、穴又は切り欠きを設けたものであって、開口部周囲を補強しないもの ・モノコック構造の車体の形状を箱型台幌型にするもの ・モノコック構造のアンダーボディー又はルーフを変更し、運転者室、客室及び荷台を延長又は短縮するもの ・モノコック構造の車体のフロント・オーバーハング部又はリア・オーバーハング部を延長又は短縮するもの ・乗合自動車等のモノコック構造の主要骨格構造を変更するもの （2）動力伝達装置 ①プロペラシャフトの変更を行うものとは、プロペラシャフトの寸法又は材質を</p>

- 更するものという
- ② ドライブシャフトの変更を行うものとは、ドライブシャフトの寸法又は材質を変更するものという
- ③ トランスミッションの変更を行うものとは、次のものをいう
- ・ 手動式トランスミッション⇔自動式トランスミッション
 - ・ A型トランスミッション⇔B型トランスミッション (ただし、変速比又は変速段の変更をするものを除く。)
 - ・ 機械式クラッチ⇔電磁クラッチ (ただし、クラッチを強化型等に変更するものは除く。)
- ④ 駆動軸数の変更を行うものとは、駆動軸数を増減する改造を行うものという
- ⑤ 駆動軸への動力伝達方式の変更を行うものとは、次のものをいう
- ・ チェーン式⇔ベルト式、チェーン式又はベルト⇔ドライブシャフト式
- (3) 走行装置
- ① 走行方式の変更を行うものとは、次のものをいう
- ・ タイヤ⇔キャタピラ又はそり
- (4) 操縦装置
- ① かじ取りハンドルの位置の変更を行うものとは、次のものをいう
- ・ 右ハンドル⇔左ハンドル
 - ・ かじ取りハンドルの追加
- ② 操舵軸数の変更を行うものとは、次のものをいう
- ・ 2WS⇔4WS
- ③ リンク装置の変更を行うものとは、次のものをいう
- ・ ギヤボックス、ロッド、アーム類及びナツクルの取付位置を変更するもの
- ④ かじ取り操作方法の変更を行うものとは、次のものをいう
- ・ かじ取り操作方式を手動式から足動式に変更するもの
- (5) 制動装置
- 制動方式の変更を行うものとは、次のものをいう
- ・ ドラム・ブレーキ⇔ディスク・ブレーキ
 - ・ 内部拡張式⇔外部取縮式
 - ・ 油圧式⇔空気式
- 注) 次の場合にあつては、改造届出を要さないものとする。
- ・ ブレーキペダル、ブレーキレバー、マスターシリンダ及びホイールシリンダ、倍力装置、ブレーキ・カム、ブレーキドラム、ディスク・ブレーキのキャリパー及びローター、各種の油圧 (空気圧) 弁等を変更したものである
- (6) 緩衝装置
- ① 緩衝装置の種類の変更を行うものとは、次のものをいう
- ・ コイルスプリング⇔リーフスプリング⇔トーションスプリング⇔ウオーキングビーム⇔トラニオン⇔エア (油圧) サスペンション
- ② 緩衝装置の懸架方式の変更を行うものとは、次のものをいう
- ・ リーフスプリング、ブラケット、シヤックル、サスペンションアーム又はナツ

クルサポートの変更を行うもの

(7) 連結装置

連結装置の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うものとは、次のものをいう

- ・ 第5輪式連結器の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの
- ・ ピントルフック式連結器の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの
- ・ ペルマウス式連結器の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの
- ・ ヒッチポール式連結器の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの

(8) 燃料装置

燃料の種類を変更する改造を行うものとは、次のものをいう

- ・ ガソリン⇔軽油⇔LPガス (LPG) ⇔圧縮天然ガス (CNG) ⇔メタノール⇔電気⇔
その他の燃料
- ・ ハイブリッド

(9) その他

上記(1)から(8)の各号に該当する改造を行う場合において、同一型式内に設定がある装置等を取付け方法を変更することなく使用するものについては、届出に係る添付資料のうち計算書及び強度検討書の提出を要さないものとする。
ただし、軸距又は排出ガス規制が異なることにより別型式としているものにあつても同一型式とみなして取り扱って差し支えないものとする。

2. 試作車及び組立車の届出者

改造通達の記3.(2)で規定する届出書等の提出者は、届出の内容に責任を有する者が行うものとする。

3. 書面審査

試作車・組立車届出書、概要等説明書及び添付資料の審査は、次により行うものとする。

(表) 附則

本改正規定は、平成23年7月1日より適用する。

3. 改造自動車等の届出者

改造通達の記4.で規定する届出者は、改造自動車等に係る改造等の内容に責任を有する者が行うものとする。

4. 書面審査

書面審査は、次により行うものとする。

(1) 改造自動車等の範囲の確認 (改造細部通達1.(3)関係)

車名及び型式のほか改造通達中「改造自動車の届出の必要な範囲」でいう(1)から(9)までの装置等の過半数が型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置と同一であることを以下の書面により確認する。

- ① 譲渡証明書 (写し)
- ② 改造した範囲及びその実施者を記載した自動車製作者からの書面
- ③ 改造概要等説明書 (第2号様式)
- ④ その他書面

(2) 改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査

改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査は、次により行うものとする。

(表)

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（表・新）

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
		能力強度等の検討は、自動車製作者の定めるものなど適当と認められるもの以外については次による。	次に該当する内容のものにあつては、計算書又は検討書を省略することができる。	
1. 届出書（第1号様式）	届出年月日、届出者名、住所及び届出内容等の記載事項を審査する。			第1号様式
2. 概要等説明書（第2号様式）	(a) 記載事項が正確に記載され、基準に適合していることを確認する。 (b) 能力強度等検討欄に記載漏れがなく、基準に適合していることを確認する。 (c) 能力強度等に記載した数値と検討書の内容が一致していることを確認する。 (d) 主要諸元比較表の基準・限度欄に軸重、総重量、タイヤサイズ並びにリヤ・オーバーハングの許容限度を記載し、安全側にあることを確認する。 また、その他の基準欄についても、安全側にあることを確認する。 (e) 届出者に交付する試作車・組立車審査結果通知書は訂正箇所のないものとする。 (f) 届出の目的が適切なものであり、計算が適正であり、基準以内であることを確認する。		許容限度値の設定がない車両の場合には、省略することができる。	第2号様式
3. 添付資料	届出内容に応じた資料（届出書の裏面を参照）が添付されていることを審査する。			
①概要等説明書（主要諸元比較表欄）及び主要諸元要目表	(a) 記載漏れがないことを確認する。 (b) 主要諸元比較表及び外観図の寸法との整合性がとれていることを確認する。			
②外観図	(a) 概要等説明書（主要諸元比較表欄）及び主要諸元要目表に記載されている寸法が正確に記載されていることを確認する。			検査時には、試作車・組立車審査結果通知書（写しで差し支えない。）に

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（表・新）

	(b)縮尺は任意とする。			添付して提示する。
③装置の詳細図	(a)装置の内容が適切に記載されていることを確認する。 (b)基本車があり、それと比較できる場合は、適切な施工がされていることを確認する。 (c)車枠及び車体にあつては、切断、接合及び補強方法の検討を行う。 (d)電力により作動する原動機を有する自動車の電気装置にあつては、動力系高電圧回路における感電保護対策又は衝突時の感電保護対策がなされていることを確認する。			同上
④車枠（車体）全体図	車枠の形状寸法が適切に記載されていることを確認する。			
⑤最大安定傾斜角度計算書	各構成部材の重量及び重心の高さを細部にわたり計算し、これに基づき検討した結果、基準に適合していることを確認する。	前車軸を持ち上げて重心の移動量により重心位置を求める場合には、その揚程は60cm以上とする。 計算により求める場合には、 <u>事務規程</u> に基づく算式で計算するものとする。	最大安定傾斜角度の実測証明がされているもの。	計算値が保安基準の規定値より2度以上の余裕がない場合は実測する。
⑥制動能力計算書	(a)ドラムとシュー、タイヤと路面の摩擦係数及び踏力が適切であり、計算が適正にされていることを確認する。 (b)制動停止距離又は制動力は十分な余裕があることを確認する。 (c)トレーラにあつては、非常ブレーキの取付けについて確認する。	(a)制動力の算出は次の計算式によるものとする。 $F \geq 0.5 \times (W + W_f) \times 9.8$ F：制動力(N) W：車両総重量(kg) W _f ：回転部分相当重量(kg) 普通トラック：0.07W ₁ 乗用車等：0.05W ₁ （バス、トレーラ、小型トラックを含む。） W ₁ ：車両重量(kg) ただし、 <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示</u> （平成14年7月15日国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。） <u>第93条第3項又は第171条第3項の適用を受ける自動車</u> （専ら乗用の用に供する自動車）の制動力は、次によるものとする。 $F \geq 0.65 \times (W + W_f) \times 9.8$ F：制動力(N)	新型自動車等の審査における制動停止距離の試験方法と同様の測定結果であるものと認められるもの。	

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（表・新）

		<p>W : 車両総重量 (kg)</p> <p>Wf : 回転部分相当重量 (kg) (= 0.05 W)</p> <p>(b) エアブレーキのエア補給能力は次の計算式による。</p> $P_6 = P_0 (V_t / V)^6 + X V_0 > 441$ (絶対圧) $V_0 = N / 60 \times T \eta V_1$ <p>P₆ : 6回踏み後のエアータンク圧力 (kPa)</p> <p>P₀ : 初期圧力 (78.4 kPa)</p> <p>V : V_t + V_p + V_c</p> <p>V_t : エアータンク容積 (L)</p> <p>V_p : エア配管容積 (L)</p> <p>V_c : エアチャンバ容積合計 (L)</p> <p>X : タンク配管及びチャンバ容積により定まる定数</p> <p>単車 0.12</p> <p>連結車 0.05</p> <p>V₀ : 空気補給量 (L/sec)</p> <p>N : 原動機最高回転時のコンプレッサ回転数 (rpm)</p> <p>T : ブレーキ踏み間隔時間 (sec)</p> <p>η : コンプレッサ効率 (0.6)</p> <p>V₁ : コンプレッサ総排気量 (L)</p>		
⑦走行性能計算書	計算が適正であり、基準以内であることを確認する。	細目告示別添95「自動車の走行性能の技術基準」又は別添96「連結車両の走行性能の技術基準」に基づく算式で計算するものとする。		
⑧最小回転半径計算書	計算が適正であり、基準以内であることを確認する。	計算により求める場合には、 <u>事務規程</u> に基づく算式で計算するものとする。	基本車があり、それと比較して、軸距が最小回転半径に影響を与える変更でなく、基準値を下回ることが明らかなもの。実測証明があるもの。	計算値が1.1mを超える場合は実測する。
⑨車枠（車体）強度計算書	強度検査が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	強度計算は、（社）自動車技術会が定めた自動車荷重計算基準に基づくものとする。 強度検査は、曲げ応力及びせん断力を検査し、次の安全率以上であるものとする。 破壊安全率 1.6 降伏安全率 1.3	(a)モノコックボディにおいて、実車を用いてストレン・ゲージ等により車体の歪みについて測定したものは、その成績書をもって強度計算書に代えることができる。この場合の強度の安全率は、次のとおりであるものとする。 破壊安全率 . . . 1.6 降伏安全率 . . . 1.3	
⑩動力伝達装置	(a)強度検査が適切であり、	(a)強度検査は、曲げ応力及びせん断力を検査		

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（表・新）

<p>強度検討書</p>	<p>十分な強度が確保されていることを確認する。</p> <p>(b) <u>基本車があり、それと比較して伝達トルク又は回転数が増加するもの</u>にあつては、プロペラシャフト及び駆動軸の強度又は危険回転数に対する安全性を確認する。</p> <p>(c) <u>基本車があり、それと比較してプロペラシャフトを延長するもの</u>にあつては、危険回転数に対する安全性を確認する。</p> <p>(d) <u>基本車があり、それと比較して断面形状を変更するもの</u>にあつては、危険回転数に対する安全性を確認する。</p>	<p>し、次の安全率以上であるものとする。 破壊安全率・・・1.6 降伏安全率・・・1.3</p> <p>(b) 曲げとせん断を受ける駆動軸等にあつては、合成応力について検討する。</p> <p>(c) プロペラシャフトについては、危険回転数に対する安全率N_c/N_pは、1.3以上であるものとする。 N_c：プロペラシャフトの危険回転数 N_p：最高速度時におけるプロペラシャフトの回転数</p>		
<p>⑪走行装置強度検討書</p>	<p>強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。</p>	<p>⑩に同じ</p>		
<p>⑫操縦装置強度検討書</p>	<p>強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。</p>	<p>(a) キングピン又は前輪操向軸回りには、$0.1 \times \text{前輪荷重} / 2 \times 9.8 \text{N} \cdot \text{m}$のトルクが作用するものとして計算するものとする。</p> <p>(b) かじ取りハンドルには、次のトルクが作用するものとして計算するものとする。 大型トラック、バス等・・・・・・・・・・ $35\gamma \times 9.8 \text{N} \cdot \text{m}$ 小型車、乗用車・・・$15\gamma \times 9.8 \text{N} \cdot \text{m}$ γ：ハンドルの半径 (m) なお、パワーステアリングを装着したものにあつては、アシスト力を考慮した値としても差し支えないものとする。</p> <p>(c) ドラッグリング、タイロッド等の改造にあつては、座屈強度を検討する。</p> <p>(d) 上記(a)、(b)及び(c)により検討した結果、破壊安全率は1.6以上であるものとする。</p>		
<p>⑬制動装置強度</p>	<p>強度検討が適切であり、十分</p>	<p>各部の強度の破壊安全率は1.6以上である</p>		

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（表・新）

検討書	な強度が確保されていることを確認する。	ものとする。		
⑭緩衝装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	⑨に同じ		
⑮連結装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	トレーラの連結装置に作用する負荷をトレーラの車両総重量又はトラクタのけん引力として検討し、その強度の破壊安全率は1.6以上であるものとする。		
⑯電気装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	駆動用蓄電池パック取り付け部の強度は、 <u>保安基準第17条の2に定める基準を満たしていること。</u>		
⑰その他特に指示された資料等				

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（表・旧）

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
<p>1. 届出書（第1号様式）</p> <p>2. 改造概要等説明書（第2号様式）</p> <p>3. 添付資料</p> <p>①改造概要等説明書（主要諸元比較表欄）及び主要諸元要目表</p> <p>②外観図</p> <p>③改造部分詳細図</p>	<p>届出年月日、届出者名（<u>改造施工者名</u>）、住所及び改造内容等の記載事項を審査する。</p> <p>(a) 記載事項が正確に記載され、基準に適合していることを確認する。</p> <p>(b) 能力強度等検討欄に記載漏れがなく、基準に適合していることを確認する。</p> <p>(c) 能力強度等に記載した数値と検討書の内容が一致していることを確認する。</p> <p>(d) 主要諸元表の基準欄に軸重及び総重量の許容限度値を記載し、安全側にあることを確認する。</p> <p>(e) 届出者に交付する審査結果通知書は訂正箇所のないものとする。</p> <p>(f) 改造の目的が適切なものであり、計算が適正であり、基準以内であることを確認する。</p> <p>改造内容に応じた資料（届出書の裏面を参照）が添付されていることを審査する。</p> <p>(a) 記載漏れがないことを確認する。</p> <p>(b) 主要諸元比較表及び外観図の寸法との整合性がとれていることを確認する。</p> <p>(a) 改造概要等説明書（主要諸元比較表欄）及び主要諸元要目表に記載されている寸法が正確に記載されていることを確認する。</p> <p>(b) 縮尺は任意とする。</p> <p>(a) 改造の方法及び要領が適切であることを確認する。</p> <p>(b) 改造前後の比較により適</p>	<p>能力強度等の検討は、自動車製作者の定めるものなど適当と認められるもの以外については次による。</p>	<p>次に該当する内容のものにあつては、計算書又は検討書を省略することができる。</p> <p>許容限度値の設定がない車両の場合には、省略することができる。</p>	<p>第1号様式</p> <p>第2号様式</p> <p>検査時には、改造自動車等審査結果通知書（写して差し支えない。）に添付して提示する。</p> <p>同上</p>

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（表・旧）

<p>④車枠（車体） 全体図</p>	<p>切な施工がされていることを確認する。 (c) 車枠及び車体にあつては、切断、接合及び補強方法の検討を行う。 車枠の形状寸法が適切に記載されていることを確認する。</p>			
<p>⑤最大安定傾斜 角度計算書</p>	<p>各構成部材の重量及び重心の高さを細部にわたり計算し、これに基づき検討した結果、基準に適合していることを確認する。</p>	<p>前車軸を持ち上げて重心の移動量により重心位置を求める場合には、その揚程は60cm以上とする。 計算により求める場合には、<u>自動車検査業務等実施要領（以下「実施要領」という。）の4-3-2（2）に基づく算式</u>で計算するものとする。</p>	<p>各構成部材の重量及び重心高さより勘案して、<u>改造前より最大安定傾斜角度が安全側若しくは影響がないと認められるもの。</u> <u>改造後の最大安定傾斜角度の実測証明がされているもの。</u></p>	<p>計算値が保安基準の規定値より2度以上の余裕がない場合は実測する。</p>
<p>⑥制動能力計算書</p>	<p>(a) ドラムとシュー、タイヤと路面の摩擦係数及び踏力が適切であり、計算が適正にされていることを確認する。 (b) 制動停止距離又は制動力は十分な余裕があることを確認する。 (c) トレーラにあつては、非常ブレーキの取付けについて確認する。</p>	<p>(a) 制動力の算出は次の計算式によるものとする。 $F \geq 0.5 \times (W + W_f) \times 1.0$ F：制動力 (N) W：車両総重量 (kg) W_f：回転部分相当重量 (kg) 普通トラック：0.07W₁ 乗用車等：0.05W₁（バス、トレーラ、小型トラックを含む。） W₁：車両重量 (kg) ただし、<u>保安基準第12条第2項</u>の適用を受ける自動車（専ら乗用の用に供する自動車）の制動力は、次によるものとする。 $F \geq 0.65 \times (W + W_f) \times 1.0$ F：制動力 (N) W：車両総重量 (kg) W_f：回転部分相当重量 (kg)（=0.05W） (b) エアブレーキのエア補給能力は次の計算式による。 $P_6 = P_0 (V_t / V)^6 + XV_0 > 4.5$（絶対圧） $V_0 = N / 60 \times T \eta V_1$ P₆：6回踏み後のエアータンク圧力 (kPa) P₀：初期圧力 (800kPa) V：V_t + V_p + V_c V_t：エアータンク容積 (L) V_p：エア配管容積 (L) V_c：エアチャンバ容積合計 (L) X：タンク配管及びチャンバ容積により定ま</p>	<p>新型自動車等の審査における制動停止距離の試験方法と同様の測定結果であるものと認められるもの。</p>	

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（表・旧）

<p>⑦走行性能計算書</p>	<p>計算が適正であり、基準以内であることを確認する。</p>	<p>る定数 単車・・・0.12 連結車・・・0.05 V_0：空気補給量 (L/sec) N：原動機最高回転時のコンプレッサ回転数 (rpm) T：ブレーキ踏み間隔時間 (sec) η：コンプレッサ効率 (0.6) V_1：コンプレッサ総排気量 (L) 「<u>連結車両の走行性能について</u>」(昭和46年自動車第651号)に基づく算式で計算するものとする。</p>	<p><u>原動機、減速機構及びタイヤについて変更のないもので、許容限度内容のもの。</u></p>	
<p>⑧最小回転半径計算書</p>	<p>計算が適正であり、基準以内であることを確認する。</p>	<p>計算により求める場合には、<u>実施要領の4-4</u>に基づく算式で計算するものとする。</p>	<p>軸距が最小回転半径に影響を与える変更でなく、基準値を下回ることが明らかなもの。<u>改造後の実測証明があるもの。</u></p>	<p>計算値が1.1mを超える場合は実測する。</p>
<p>⑨車枠（車体）強度計算書</p>	<p>強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。</p>	<p>強度計算は、(社)自動車技術会が定めた自動車負荷計算基準に基づくものとする。 強度検討は、曲げ応力及びせん断力を検討し、次の安全率以上であるものとする。 破壊安全率・・・1.6 降伏安全率・・・1.3</p>	<p><u>(a)前後軸重が許容限度以内で車体を改造したものの。ただし、改造後の荷重状態が著しく異なる場合は除く。</u> <u>(b)車枠を短縮したものにあつては、省略することができる。</u> <u>(c)モノコックボディの改造において、実車を用いてストレン・ゲージ等により車体の歪みについて測定したものは、その成績書をもって強度計算書に代えることができる。この場合の強度の安全率は、次のとおりであるものとする。</u> 破壊安全率・・・1.6 降伏安全率・・・1.3</p>	
<p>⑩動力伝達装置強度検討書</p>	<p>(a)強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。</p>	<p>(a)強度検討は、曲げ応力及びせん断力を検討し、次の安全率以上であるものとする。 破壊安全率・・・1.6 降伏安全率・・・1.3</p>	<p><u>(a)原動機の変更又は動力伝達機構の変更によるもので、プロペラシャフト及び潤滑軸の最高回転数並びに伝達最大トルクがその標準車のそれより小さいもの。</u> <u>(b)標準車のプロペラシャフトを短縮したもの。</u></p>	

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（表・旧）

	<p>(b) 伝達トルク又は回転数が増加するものにあつては、プロペラシャフト及び駆動軸の強度又は危険回転数に対する安全性を確認する。</p> <p>(c) プロペラシャフトを延長するものにあつては、危険回転数に対する安全性を確認する。</p> <p>(d) 断面形状を変更するものにあつては、危険回転数に対する安全性を確認する。</p>	<p>(b) 曲げとせん断を受ける駆動軸等にあつては、合成応力について検討する。</p> <p>(c) プロペラシャフトについては、危険回転数に対する安全率N_c/N_pは、1.3以上であるものとする。 N_c : プロペラシャフトの危険回転数 N_p : 最高速度時におけるプロペラシャフトの回転数</p>	
⑪ 走行装置強度 検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	⑨に同じ	
⑫ 操縦装置強度 検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	<p>(a) キングピン又は前輪操向軸回りには、$0.1 \times \text{前輪荷重} / 2 \times 9.8 \text{ N}\cdot\text{m}$のトルクが作用するものとして計算するものとする。</p> <p>(b) かじ取りハンドルには、次のトルクが作用するものとして計算するものとする。 大型トラック、バス等・・・・・・・・・・・・・・・・ $35\gamma \times 9.8 \text{ N}\cdot\text{m}$ 小型車、乗用車・・ $15\gamma \times 9.8 \text{ N}\cdot\text{m}$ γ : ハンドルの半径 (m) なお、パワーステアリングを装着したものにあっては、アシスト力を考慮した値としても差し支えないものとする。</p> <p>(c) ドラッグリング、タイロッド等の改造にあつては、座屈強度を検討する。</p> <p>(d) 上記(a)、(b)及び(c)により検討した結果、破壊安全率は1.6以上であるものとする。</p>	
⑬ 制動装置強度 検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	強度検討は、 <u>次の力が作用した場合において</u> 、各部の強度の破壊安全率は1.6以上であるものとする。	
⑭ 緩衝装置強度 検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	⑨に同じ	
⑮ 連結装置強度 検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	トレーラの連結装置に作用する負荷をトレーラの車両総重量又はトラクタのけん引力として検討し、その強度の破壊安全率は1.6以上であるものとする。	
⑯ その他特に指 示された資料等			

(12) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

国自技第284号の4
国自環第200号の4
平成23年3月31日

(社) 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車交通局長

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しました。
貴会（組合）におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員（組合員）
に対し周知方お願いいたします。

別 添

国自技第284号
国自環第200号
平成23年3月31日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）
別添自動車検査業務等実施要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとした
ので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

自動車検査業務等実施要領について（昭和36年11月25日自車第880号）新田村照表

（平成23年3月31日国自技第284号、国自環第200号）

改 正		現 行																																																	
<p>3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「改造自動車等の取扱いについて」(平成7年11月21日自技第239号。以下「改造通達」という。)に定める改造自動車(6)及び(7)ただし書の自動車並びに「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」(平成10年3月23日自技第60号)別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。)にあっては、改造前の車名及び改造後の型式(改造前の型式に「改」と付記したものとする)。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3-4-19 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第3号様式による。)を作成するものとする。</p>	<p>3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「改造自動車等の取扱いについて」記3.(1)から(9)までに該当する改造を行った自動車(「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」(平成10年3月23日自技第60号)別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。)にあっては、改造前の車名及び改造後の型式(改造前の型式に「改」と付記したものとする)。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3-4-19 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第3号様式による。)を作成するものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載を要する自動車</th> <th>記載事項</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>14. <u>改造通達に定める改造</u>自動車</td> <td>改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日</td> <td>改造内容 操縦装置 北整車第123号 平成7年11月24日</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>15-1. (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>改造通達2.(1)に定める改造により、装置が変更されているもの</u></td> <td>変更された装置名</td> <td>変更内容 緩衝装置</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(5) 初めて検査証を交付する検査時に細目告示第118条第2項第6号の</td> <td>細目告示第118条第3項第2号イ又はロに規定する書面又は表示</td> <td>初回検査時確認書面等 (騒音試験成績表) (WV T A)</td> </tr> </tbody> </table>	記載を要する自動車	記載事項	記載例	(略)	(略)	(略)	14. <u>改造通達に定める改造</u> 自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容 操縦装置 北整車第123号 平成7年11月24日	(略)	(略)	(略)	15-1. (略)	(略)	(略)	(3) <u>改造通達2.(1)に定める改造により、装置が変更されているもの</u>	変更された装置名	変更内容 緩衝装置	(4) (略)	(略)	(略)	(5) 初めて検査証を交付する検査時に細目告示第118条第2項第6号の	細目告示第118条第3項第2号イ又はロに規定する書面又は表示	初回検査時確認書面等 (騒音試験成績表) (WV T A)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載を要する自動車</th> <th>記載事項</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>14. <u>改造通達に定める改造</u>自動車</td> <td>改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日</td> <td>改造内容 操縦装置 北整車第123号 平成7年11月24日</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>15-1. (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>改造通達2.(1)に定める改造により、装置が変更されているもの</u></td> <td>変更された装置名</td> <td>変更内容 緩衝装置</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(5) 初めて検査証を交付する検査時に細目告示第118条第2項第6号の</td> <td>細目告示第118条第3項第2号イ又はロに規定する書面又は表示</td> <td>初回検査時確認書面等 (騒音試験成績表) (WV T A)</td> </tr> </tbody> </table>	記載を要する自動車	記載事項	記載例	(略)	(略)	(略)	14. <u>改造通達に定める改造</u> 自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容 操縦装置 北整車第123号 平成7年11月24日	(略)	(略)	(略)	15-1. (略)	(略)	(略)	(3) <u>改造通達2.(1)に定める改造により、装置が変更されているもの</u>	変更された装置名	変更内容 緩衝装置	(4) (略)	(略)	(略)	(5) 初めて検査証を交付する検査時に細目告示第118条第2項第6号の	細目告示第118条第3項第2号イ又はロに規定する書面又は表示	初回検査時確認書面等 (騒音試験成績表) (WV T A)
記載を要する自動車	記載事項	記載例																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
14. <u>改造通達に定める改造</u> 自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容 操縦装置 北整車第123号 平成7年11月24日																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
15-1. (略)	(略)	(略)																																																	
(3) <u>改造通達2.(1)に定める改造により、装置が変更されているもの</u>	変更された装置名	変更内容 緩衝装置																																																	
(4) (略)	(略)	(略)																																																	
(5) 初めて検査証を交付する検査時に細目告示第118条第2項第6号の	細目告示第118条第3項第2号イ又はロに規定する書面又は表示	初回検査時確認書面等 (騒音試験成績表) (WV T A)																																																	
記載を要する自動車	記載事項	記載例																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
14. <u>改造通達に定める改造</u> 自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容 操縦装置 北整車第123号 平成7年11月24日																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
15-1. (略)	(略)	(略)																																																	
(3) <u>改造通達2.(1)に定める改造により、装置が変更されているもの</u>	変更された装置名	変更内容 緩衝装置																																																	
(4) (略)	(略)	(略)																																																	
(5) 初めて検査証を交付する検査時に細目告示第118条第2項第6号の	細目告示第118条第3項第2号イ又はロに規定する書面又は表示	初回検査時確認書面等 (騒音試験成績表) (WV T A)																																																	

適合性を同条第3項第2号により確認したものの (略)	<u>(車両データープレート)</u> (COC) (外国登録証) (認可書) (略)	適合性を同条第3項第2号により確認したものの (略)	(COC) (外国登録証) (認可書) (略)
<p>3-4-20の2 規則第35条の3第3項の規定に基づき自動車検査証に「牽引可能なキヤンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第35条の3第1項第15号ロに規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を記載するけん引自動車については、自動車検査証の備考欄に次の各号に規定する重量(保安基準第12条に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車については、(1)①を除いた各号及び(2)①を除いた各号で算出された重量)を次の例により記載する。</p> <p>この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>附則 本改正規定は、平成23年7月1日より適用する。ただし、3-4-19の表15-1(5)及び3-4-20の2の改正については、平成23年3月31日から適用する。</p>			
<p>3-4-20の2 規則第35条の3第3項の規定に基づき自動車検査証に「牽引可能なキヤンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第35条の3第1項第15号ロに規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を記載するけん引自動車については、自動車検査証の備考欄に次の各号に規定する重量を次の例により記載する。</p> <p>この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>			

3. その他

(1) 平成 21 年度未認証対策における取り組み結果について ～88 事業場に警告書を手交し、132 事業場が認証を取得しました～

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 22 年 8 月 25 日
国 土 交 通 省

平成 21 年度未認証対策における取り組み結果について ～ 88 事業場に警告書を手交し、132 事業場が認証を取得しました。～

1. 国土交通省では、平成 19 年度から道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 78 条の規定に基づく認証を受けないで自動車分解整備事業を行う「未認証行為」への対策に重点的に取り組み、平成 21 年度も、これらの情報収集、調査・指導等を行って参りました。
2. その結果、811 件の情報提供があり、1271 事業場に立入り指導を行い、132 事業場が認証を取得しました。国土交通省では、今後とも未認証対策に取り組むこととしています。

【平成 21 年度の取り組み結果】

		平成 21 年度	(参考) 平成 20 年度
情報提供件数* ¹		811 件	789 件
立入調査等を行った事業場数		1271 事業場	1193 事業場
立入調査等延べ回数		1413 回	1399 回
調 査 結 果	分解整備実施あり	98 事業場	104 事業場
	うち、警告書手交事業場* ²	88 事業場	100 事業場
	要継続調査* ³	794 事業場	734 事業場
	分解整備実施なし	379 事業場	355 事業場
認証取得事業場* ⁴		132 事業場	120 事業場
うち、当年度立入調査後に認証取得		99 事業場	70 事業場

*¹ 同一事業場の情報が複数あった場合でもそれぞれ件数に計上。

*² 警告書未手交、10 事業場は認証取得を検討中。

*³ 立入調査等では、事業者不在等で分解整備実施の有無が確認できなかったため、引き続き調査を実施。

*⁴ 立入調査を実施していない事業場を含む。

- 【参考資料】
1. 未認証行為に関する立入調査状況等（平成 21 年度）
 2. 業態別立入調査等の状況及び結果（平成 21 年度）

未認証行為に関する立入調査状況等(平成21年度)

運輸局等	情報提供件数		調査対象事業者数		立入等事業者数		分解整備実施の有無等				警告書交付		認証取得						平成22年度当初の調査対象事業者数					
	特定不能(外数)		今年度当初調査対象事業者数	情報提供による新たな調査対象事業者数	延べ回数	実施	実施なし	要継続調査	合計	様式1	様式2	告発件数	実施	実施なし	要継続調査	小計		立入前に認証取得		合計				
			調査対象事業者数	調査対象事業者数												実施	実施なし				要継続調査	実施	実施なし	要継続調査
北海道	39	(3)	53	25	78	33	35	6	8	19	33	6	0	0	0	2	2	0	0	4	2	1	6	64
東北	47	(1)	103	43	146	91	98	14	43	34	91	14	0	0	0	2	0	3	2	5	5	5	10	93
関東	246	(4)	523	226	749	376	408	32	60	284	376	21	2	0	0	12	1	0	0	33	19	3	52	637
北陸信越	20	(0)	95	20	115	58	61	1	8	49	58	1	0	0	0	1	0	3	0	4	0	0	4	103
中部	94	(0)	157	84	241	132	144	21	46	65	132	21	0	0	0	6	0	4	1	13	0	0	13	185
近畿	180	(0)	291	168	459	233	259	5	70	158	233	3	1	0	0	1	0	6	2	19	3	0	22	379
中国	56	(2)	75	56	131	93	116	0	35	58	93	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	6	95
四国	24	(0)	19	21	40	32	51	3	11	18	32	3	0	0	0	1	0	3	0	4	2	1	6	23
九州	72	(0)	231	51	282	165	170	14	93	58	165	12	2	0	0	1	0	4	0	6	2	0	8	182
沖縄	33	(0)	59	33	92	58	71	2	5	51	58	2	0	0	0	0	0	5	5	5	0	0	5	82
全国	811	(10)	1606	727	2333	1271	1413	98	379	794	1271	83	5	0	0	26	3	21	0	99	33	10	132	1843

注1:立入等事業者数は情報に基づき、電話及び窓口等において調査・指導した件数も計上すること。

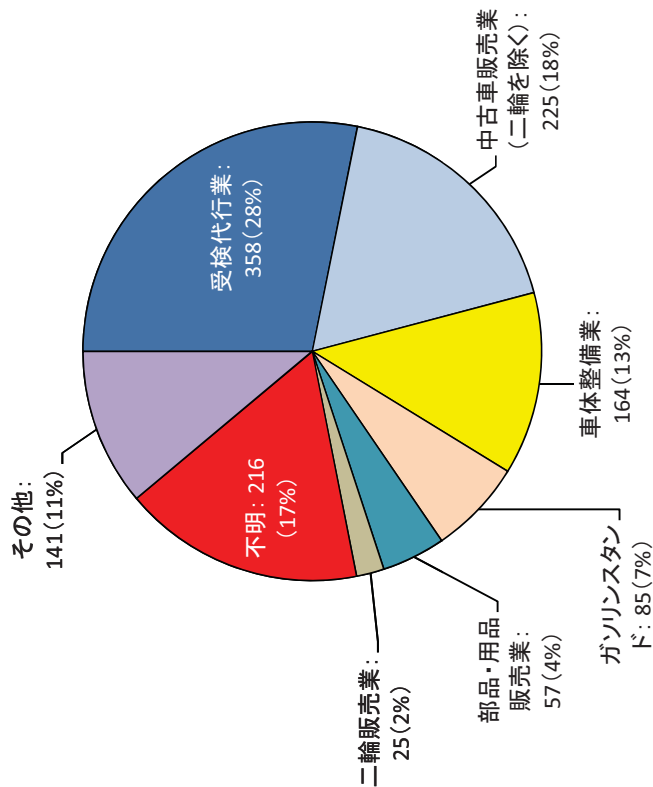
注2:立入等事業者数欄中の延べ回数は、同一事業者に対して、複数実施している場合も計上すること。

注3:年度報告の際は、前年度に報告した「今年度未調査対象事業者数」欄の数字を記載すること。

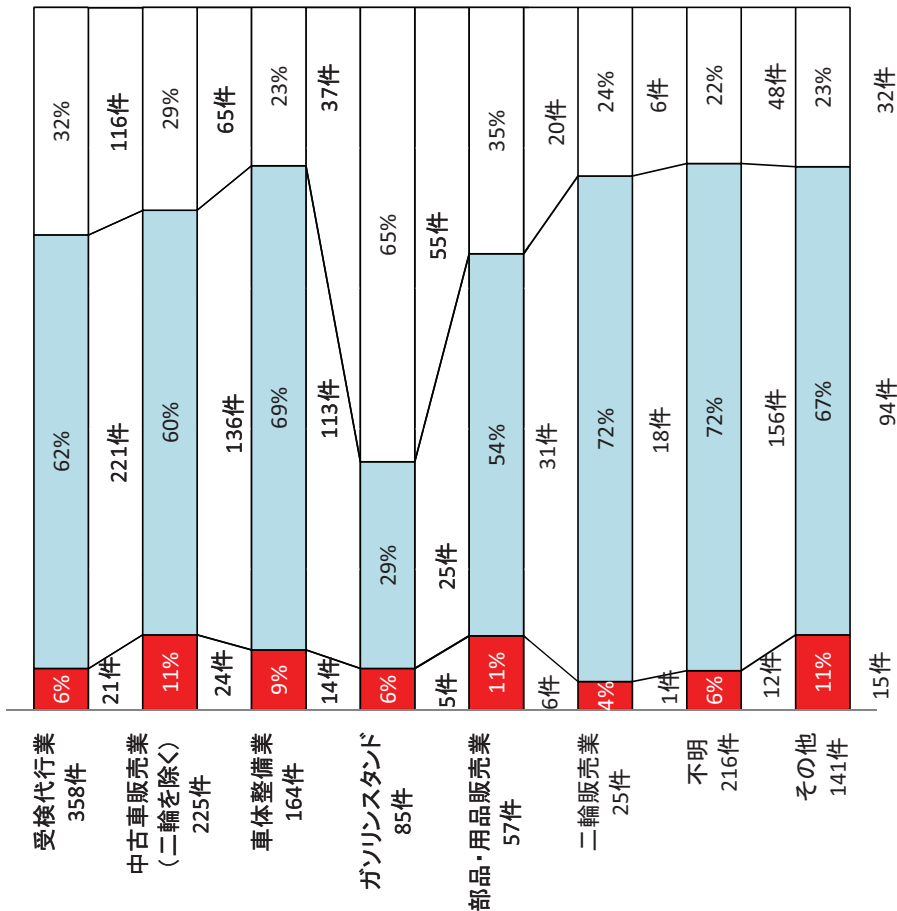
注4:認証取得に計上した者のうち、過去に警告書の手交をした者は、「過去状況」欄も計上すること。

業態別立入調査等の状況及び結果【平成21年度】

1. 立入調査等業態別分類



2. 業態別立入調査等の結果



■ 実施 □ 要継続調査 □ 実施なし

- (2) J-OBD2（自動車の排ガスの故障診断装置）を活用した点検整備情報の取扱指針を策定し、排ガス機能の故障に対処する点検整備情報等の提供が始まります。

平成 23 年 3 月 2 日

自動車交通局

J-OBD2（自動車の排ガスの故障診断装置）を活用した点検整備情報の取扱指針を策定し、排ガス機能の故障に対処する点検整備情報等の提供が始まります。

近年、自動車の安全・環境性能向上に伴い、電子制御による新技術の利用が広がっています。

このため、今般、自動車に備え付けられている排ガス装置について、ユーザーが円滑に点検整備を行い、自動車の性能を適切に維持することにより、自動車の環境の保全等を図ることを目的に、J-OBD2（排気に係る装置の車載式故障診断装置：OBDとはOn Board Diagnosisのこと。）の装備が義務付けられた自動車（ガソリン又はLPGを燃料とする乗車定員10人以下又は車両総重量3.5t以下の自動車等）を対象として、自動車製作者等が提供する情報の内容や方法を指針に決めました。

この指針では、点検整備を行う際に必要となる情報の提供のほか、自動車と接続して故障を診断する外部故障診断装置の開発や改良に必要な情報の提供、自動車製作者等が自ら開発する専用外部故障診断装置の提供等について定めています。

指針の適用時期は、それぞれ、点検整備情報の提供が平成23年4月1日から、外部故障診断装置開発情報の提供が平成24年4月1日から、専用外部故障診断装置の提供が平成25年4月1日からとしています。（概要は別紙）

また、本指針の策定に先立って行いましたパブリックコメント（募集期間：平成22年9月24日～10月25日）では、35の個人・団体の方からご意見をいただきました。いただいたご意見の概要やこれらの回答につきましては、電子政府の総合窓口（e-Gov）に公表します。

J-OBD II を活用した点検整備に係る情報の取扱指針の概要

別紙

背景

- ◇ 自動車の安全・環境性能向上に伴い、電子制御による新技術の利用が拡大
- ◇ こうした新車時の優れた性能を使用過程時においても適切に維持できるよう、J-OBD II を活用した点検整備情報の提供方法を定め、自動車の環境保全等を図る必要がある。

第1条【目的】 第2条【定義】

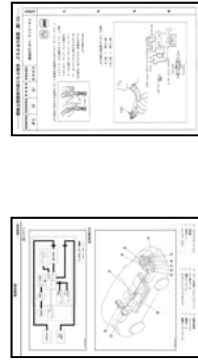
第3条【対象自動車】

○J-OBD IIを義務付けられた自動車（ガソリン又はLPGを燃料とする乗車定員10人以下又は車両総重量3.5t以下の自動車等）

第4条【点検整備情報等の提供】

- 自動車製作者等は、次の情報を提供すること。
 - ・整備要領書等
 - ・全ての故障コードに関する情報 等
 - ・リプログラミングの実施に関する情報 等
- 提供は、特定の者に対して不当な差別的取扱をするものでなく、有償の場合は適正な価格で行われること。（第5条、第6条について同じ。）

整備要領書等の例



第5条【外部故障診断装置開発情報の提供】

- 自動車製作者等は、次の情報を提供すること。
 - ・故障コード、エンジン関連現在情報出力機能等を表示させるための情報
 - ・リプログラミングの実施に関する情報（※専用スキヤンツール提供のときは行わなくてよい。） 等

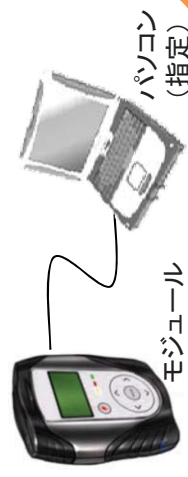
外部故障診断装置（スキヤンツール）の例



第6条【専用外部故障診断装置の提供】

- 自動車製作者等は、以下の機能を有する専用外部故障診断装置を提供できる。
 - ・リプログラミングを実施する機能
 - ・制御装置の調整を可能とする機能等のうち特別の注意を必要とするもの
- 専用外部故障診断装置の提供には、自動車の整備に関する技術的能力等を要件とできる。

専用外部故障診断装置（専用スキヤンツール）の例（各社で異なる）。



第7条【国土交通大臣の確認等】

- 自動車製作者等は、第4条から第6条について指針に適合しているか任意に確認を求めることができる。
- 国土交通大臣は、指針に適合している場合は公表を行う。（変更、取り消しがあった場合も公表する。）
- 国土交通大臣は、この指針に適合するよう指導及び助言を行うことができる。

附則【施行期日等】

- 第4条関係は平成23年4月1日、第5条関係は平成24年4月1日、第6条関係は平成25年4月1日より適用。（輸入車はそれぞれ2年後に適用。）

(3) 「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」及び「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」の一部改正について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 23 年 3 月 22 日

国 土 交 通 省

経 済 産 業 省

「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」及び「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」の一部改正について

国土交通省及び経済産業省では、乗用自動車及び貨物自動車のエネルギー消費効率の測定方法について、現在用いられている10・15モード測定法から、より実走行に近づけたJC08モードへの円滑な移行のため、「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」等の一部を改正し、平成23年4月以降に型式指定を受ける自動車については、JC08モード燃費値を表示することを義務付けることとします。

また、今回の告示改正に合わせて、自動車の燃費の測定方法、測定モード等に関してよくいただくご質問についての回答を別紙のとおりまとめ、以下のホームページにも掲載することとしましたので、お知らせいたします。

燃費測定モードについて(URL)：

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000008.html

「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」及び
「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」
の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、自動車製造事業者等は、国が定めた燃費基準を達成するとともに、販売する自動車の燃費値をカタログ等に表示しなければならないこととされており、その達成の判断の基準や表示方法については、国土交通省及び経済産業省が告示により定めています。

現行の判断の基準は、2015年3月までは10・15モードにより測定した方法により平成22年度燃費基準（ディーゼル乗用自動車にあつては、平成17年度燃費基準。以下同じ。）を達成することを義務づけており、また、表示についても10・15モードにより測定した燃費値（以下「10・15モード燃費値」という。）の表示を義務付けています（ただし、JC08モードにより排ガス基準を満たした車両については10・15モード燃費値に加えJC08モードにより測定した燃費値（以下「JC08モード燃費値」という。）を併記）。

一方で、排気ガス規制においては、これまで10・15モードにより測定した排気ガス量による規制であったものが、2011年4月以降に型式指定を受ける車両は、全てJC08モードによる測定方法となり、また、2013年3月以降は、継続生産車も含めて全ての車両がJC08モードによる測定方法となることとなっています。

このため、燃費についても、排気ガス規制と測定方法を合わせることにより、燃費測定に伴う自動車メーカーの負担軽減を図るとともに、表示方法をJC08モード燃費値の表示に統一することにより、一般消費者による自動車の燃費性能の評価を行いやすくする必要があります。

2. 改正の概要

(1) 表示

現在、10・15モード燃費値を表示することとされているところ、2011年4月以降、型式指定を受ける自動車については、JC08モード燃費値を表示することとします。ただし、2013年2月までの間は、10・15モードにより排出ガス基準を満たす自動車も存在することから、このような自動車については、10・15モード燃費値のみの表示も認めることとします。

(2) 判断の基準

型式指定時に、10・15モード燃費値を測定せず、JC08モード燃費値を測定している自動車について、平成22年度燃費基準の達成状況を報告する際は、JC08モード燃費値を一定の換算式を用いた換算値により、実測の10・15モード燃費値と併せて基準の達成を判断できることとします。

3. 今後のスケジュール

公布日	平成23年3月22日
施行日	平成23年4月1日

燃費測定モードについて

平成 23 年 4 月より、「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」及び「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」が改正され、自動車のカタログ等における燃費値の表示方法が一部変更されます。

変更される燃費表示方法や自動車の燃費値の測定方法等について、皆様からいただくご質問への回答を下記のとおりまとめました。

Q & A

Q1 2011 年 4 月以降、燃費の表示はどうなるの？

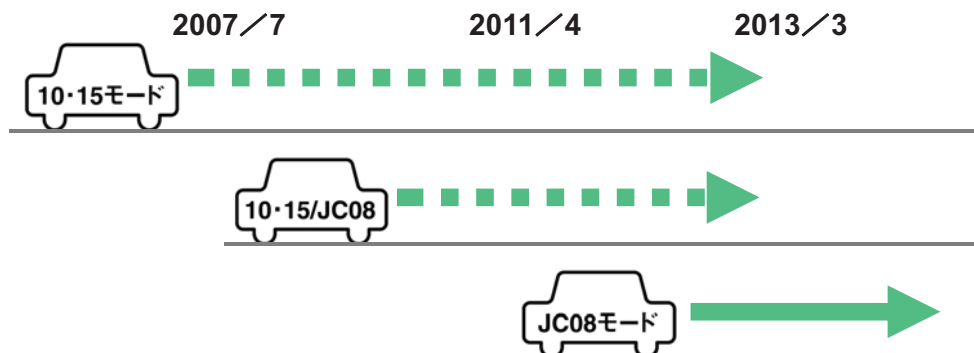
A1 2011 年 4 月以降に型式指定を受ける自動車に対し、「JC08 モード燃費値(国土交通省審査値)」をカタログ等へ表示することを義務付けます。現在既に販売されている自動車(継続生産車)についても、2013 年 2 月末までに、JC08 モード燃費値を表示することを義務付けます。したがって、2013 年 3 月以降は、全ての自動車のカタログに JC08 モード燃費値が表示されることとなります。

なお、2011 年 4 月以前に型式指定を受けた自動車でも、前もって JC08 モード燃費値を表示している自動車も多くありますので、4 月 1 日に大きく変わるものではありません。

現在、全ての自動車のカタログに10・15モード燃費が記載されています

自動車のカタログに10・15モード燃費とJC08モード燃費が順次併記されていきます

2013年3月以降、全ての自動車のカタログにJC08モード燃費が表示されます



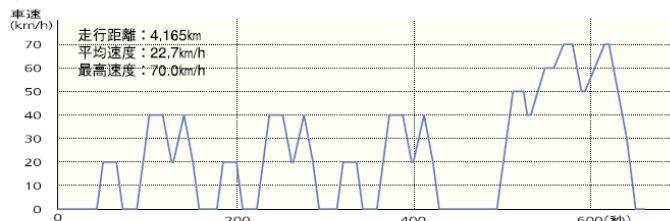
10・15 モードから JC08 モードへの移行スケジュール

Q2 JC08 モード(10・15 モード)って何？

A2 自動車の燃費値は、気象条件や渋滞等の使用環境や、急発進、エアコン使用等の運転方法に応じて異なるため、車種間で燃費値を比較するためには、一定の測定方法が必要です。そのため、国土交通省では、1991 年に燃費測定方法として 10・15(じゅうじゅうご)モードを定めました。10・15 モードは、策定当時のユーザーの自動車使用環境をもとに走行パターンを定めており、現在まで使用されています。

しかし、ユーザーの使用環境の変化や測定技術の進歩を踏まえ、より実際の走行に近づけるため、2011年4月より、新たな測定方法としてJC08(ジェイシーゼロハチ)モードを導入します。JC08モードでは、実際の走行と同様に細かい速度変化で運転するとともに、エンジンが暖まった状態だけでなく、冷えた状態からスタートする測定が加わりました。既に一部の自動車は、JC08モードで測定した燃費値の審査を受けて、JC08モード燃費値をカタログ等で表示しています。

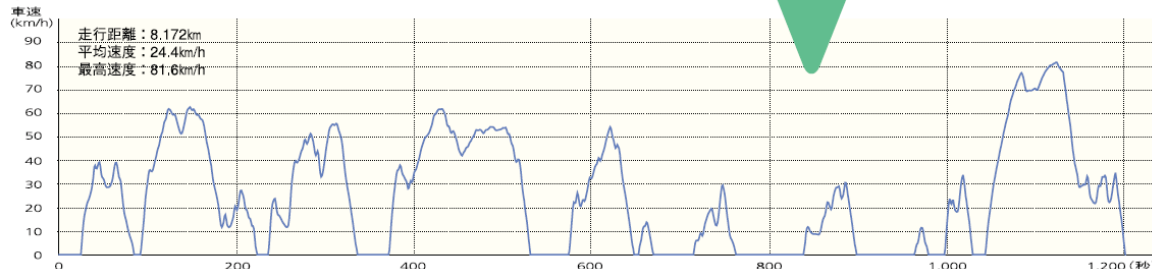
◆10・15モード走行



<JC08モード走行の特徴>

- ・ 実際の走行と同様に、細かい速度変化で運転します。
- ・ エンジンが暖まった状態だけでなく、冷えた状態からスタートする測定が加わります。

◆JC08モード走行



10・15モード走行及びJC08モード走行

Q3

カタログに書いてある「国土交通省審査値」とはどういうこと？

A3

燃費値の審査は、自動車の型式指定審査時に行われます。型式指定審査において、規定どおり測定された燃費値であることが認められた燃費値が、「国土交通省審査値」として自動車のカタログ等に記載されています。

型式	DBA-JA1	
ミッション	CVT	
車両重量	1,080 kg	1,090 kg
燃料消費率(km/L) 10・15モード走行 (国土交通省審査値)	21.0	
燃料消費率(km/L) JC08モード走行 (国土交通省審査値)	19.2	19.0

10・15モード燃費値とJC08モード燃費値を併記したカタログの例

Q4

10・15 モード燃費と JC08 モード燃費の差はどのくらい？

A4

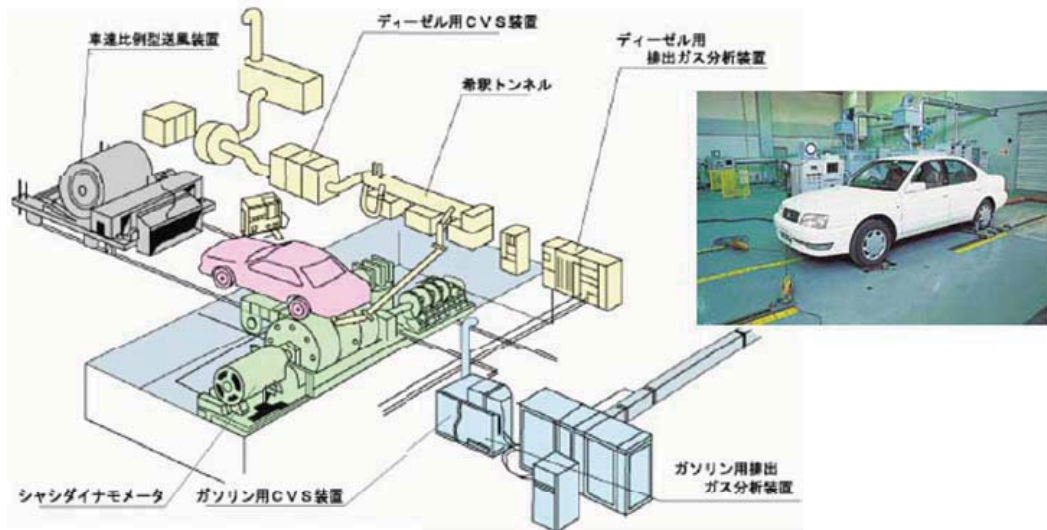
車両によって異なりますが、一般的に JC08 モード燃費の方が 10・15 モード燃費より概ね 1 割ほど低くなる傾向があります。

Q5

燃費はどのように測定しているの？

A5

自動車の燃費値は、国土交通省の定めた方式(10・15 モード及び JC08 モード)で、審査機関(独立行政法人 交通安全環境研究所)において測定しています。市街地や郊外での走行を想定した一定のパターンで走らせ、燃料の消費量から、1リットル当たりの走行距離、つまり燃費を算出します。ただし、実際に車を走らせるわけではなく、試験場のシャシダイナモメータ(測定器のローラー)に車を載せ、車両重量毎に負荷重量を変化させた上で、その場でタイヤを回転させて、燃費を測定しています。



シャシダイナモメータによる燃費測定方法

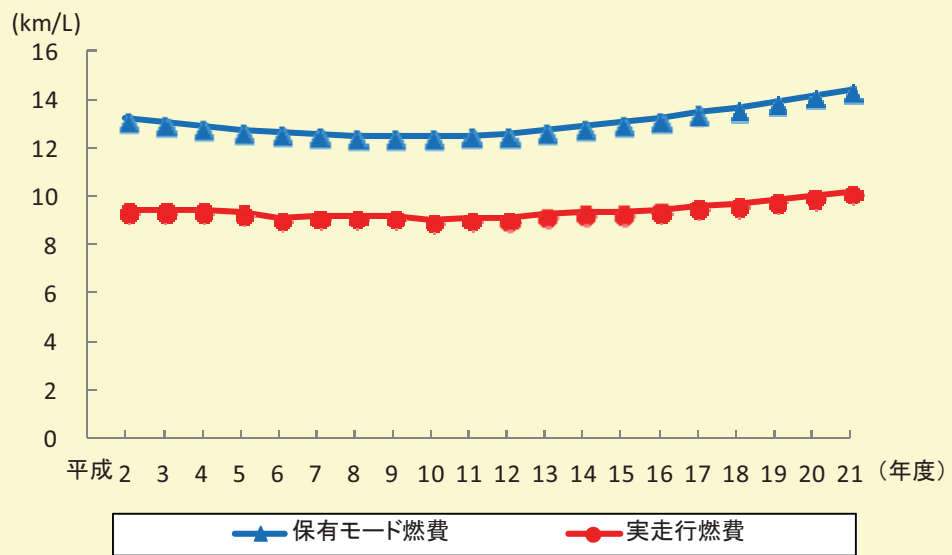
Q6

カタログに記載されている燃費値と実走行時の燃費値が違うのはなぜ？

A6

自動車の燃費は、気象条件や渋滞等の使用環境や、急発進、エアコン使用等の運転方法に応じて異なります。燃費測定モードは、自動車の燃費性能を比較するために一定の走行状態を定めて測定している一つの指標です。このため、カタログに記載されている燃費値と実走行時の燃費値は必ずしも一致しません。

一方で、カタログ燃費値と実走行燃費値との乖離をできるだけ小さくすることは重要ですので、国土交通省では、2011 年 4 月より JC08 モードを導入するとともに、今後とも、燃費値のよりよい測定方法、公表方法の検討を続けて参ります。



注)

1. 「保有モード燃費」は、各年度末に保有されている車両の車令別の販売モード燃費を、各車令の保有台数で加重して調和平均したもの
2. 「実走行燃費」は、走行量を燃料消費量で除したもの
3. 平成21年度の実走行燃費値は速報値

ガソリン乗用車の平均燃費推移(10・15モード燃費)(出典:日本自動車工業会資料)

4. 参考資料

(1) 国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要

1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

平成23(2011年)1月現在、47か国、1地域が加入。

日本は、平成10年(1998年)11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア

(下線はEU加盟国、はアジア諸国)

3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則(以下、「協定規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 平成23(2011年)1月現在、各装置ごとに127の協定規則(基準)が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E₄₃ : 日本の場合)と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は現在、乗用車の制動装置、警音器等の40の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

(2) 国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互認証の対象項目

平成23年1月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	反射器	53	灯火器の取付け（二輪車）	104	大型車用反射材
4	後部番号灯	54	タイヤ（商用車）	105	危険物輸送車両構造
5	シート・ビーム前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ（農耕用トラクタ）
6	方向指示器	56	前照灯（モペッド）	107	二階建てバスの構造
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	57	前照灯（二輪車）	108	再生タイヤ
8	ハロゲン前照灯	58	突入防止装置	109	再生タイヤ（商用車）
9	騒音（三輪車）	59	交換用消音器	110	CNG自動車
10	電波妨害抑制装置	60	コントロール類の表示（二輪車、モペッド）	111	タンク自動車のロールオーバー
11	ドアラッチ及びヒンジ	61	外部突起（商用車）	112	非対称配光型ヘッドランプの配光
12	ステアリング機構	62	施錠装置（二輪車）	113	対称配光型ヘッドランプの配光
13	ブレーキ	63	騒音（モペッド）	114	後付エアバック
13H	乗用車の制動装置	64	応急用タイヤ	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
14	シートベルト・アンカレッジ	65	特殊警告灯	116	盗難防止装置
15	排出ガス規制	66	スーパーストラクチャー強度（バス）	117	タイヤ単体騒音
16	シートベルト	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	シート及びシートアンカー	68	最高速度測定法	119	コーナリングランプ
18	施錠装置（四輪車）	69	低速車の後部表示板	120	ノンロード馬力測定法
19	前部霧灯	70	大型車後部反射器	121	コントロール・テルテール
20	ハロゲン前照灯（H4前照灯）	71	農耕用トラクタの視界	122	ヒーティングシステム規則
21	内部突起	72	ハロゲン前照灯（二輪車）	123	配光可変型前照灯
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	後退灯	74	灯火器の取付（モペッド）	125	直接視界
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	75	タイヤ（二輪車、モペッド）	126	客室と荷室の仕切り
25	ヘッドレスト	76	前照灯（モペッド）		
26	外部突起（乗用車）	77	駐車灯		
27	停止表示器材	78	ブレーキ（二・三輪車、モペッド）		
28	警音器	79	ステアリング装置		
29	商用車運転席乗員の保護	80	シート（大型車）		
30	タイヤ（乗用車）	81	後写鏡（二輪車）		
31	ハロゲンシート・ビーム前照灯	82	ハロゲン前照灯（モペッド）		
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制		
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法		
34	車両火災の防止	85	馬力測定法		
35	フットコントロール類の配列	86	灯火器の取付け（農耕用トラクタ）		
36	バスの構造	87	ディタムランピングランプ		
37	白熱電球	88	反射タイヤ（モペッド、自転車）		
38	後部霧灯	89	速度制限装置		
39	スピードメーター	90	交換用ブレーキライニング		
40	排出ガス規制（二輪車）	91	側方灯		
41	騒音（二輪車）	92	交換用消音器（二輪車）		
42	バンパー	93	フロントアンダランプロケタ		
43	安全ガラス	94	前突時乗員保護		
44	幼児拘束装置	95	側突時乗員保護		
45	ヘッドランプ・クリーナー	96	ディーゼルエンジン（農耕用トラクタ）		
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ		
47	排出ガス規制（モペッド）	98	前照灯（カステイチャージ式）		
48	灯火器の取付け	99	カステイチャージ光源		
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	100	電気自動車		
50	灯火器（二輪車、モペッド）	101	乗用車のCO2排出量と燃費		